

# 岩倉市自転車活用推進計画 (案)

令和 6 年 10 月 31 日

岩倉市

# 目 次

## 第1章 計画策定の背景

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 1-1 計画策定の背景と目的 ..... | P.1 |
| 1-2 計画区域 .....       | P.1 |
| 1-3 計画期間 .....       | P.1 |
| 1-4 計画の位置づけ .....    | P.2 |
| 1-5 計画の構成 .....      | P.3 |

## 第2章 自転車利用環境を取り巻く動向

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 2-1 全国の動向 .....             | P.4 |
| 2-2 愛知県の動向 .....            | P.5 |
| 2-3 岩倉市の自転車利用環境整備のニーズ ..... | P.6 |

## 第3章 岩倉市の自転車利用環境の現状と課題

|                      |      |
|----------------------|------|
| 3-1 自転車の利用状況 .....   | P.8  |
| 3-2 駐輪環境 .....       | P.11 |
| 3-3 健康と運動習慣 .....    | P.14 |
| 3-4 観光・イベント .....    | P.16 |
| 3-5 自転車事故の発生状況 ..... | P.18 |
| 3-6 自転車の利用意識 .....   | P.21 |

## 第4章 基本方針と計画目標 .....

P.27

## 第5章 施策と実施スケジュール

|                    |      |
|--------------------|------|
| 5-1 推進する施策 .....   | P.28 |
| 5-2 実施スケジュール ..... | P.48 |

## 第6章 計画の推進体制およびフォローアップ方法

|                     |      |
|---------------------|------|
| 6-1 推進体制 .....      | P.49 |
| 6-2 フォローアップ方法 ..... | P.49 |
| 6-3 目標指標の設定 .....   | P.50 |

# 第1章 計画策定の背景

## 1-1 計画策定の背景と目的

---

- 国は、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することにより、公共の利益の増進に資することなどを基本理念とした、「自転車活用推進法」を2017年(平成29年)5月に施行しました。
- 同法の第10条および11条においては、都道府県・市町村は、国の推進計画を勘案して地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(都道府県自転車活用推進計画又は市町村自転車活用推進計画)を定めるよう努めなければならない旨が記載されています。
- 愛知県は、①自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成、②自転車を利用した健康づくりによる「健康長寿あいちの実現」、③サイクルツーリズム促進による国内外からの人が訪れるあいちの実現、④自転車事故のない安全で安心な社会の実現という4つの目標を定めた「愛知県自転車活用推進計画」を2020年(令和2年)2月に策定し、近年の社会情勢の変化等を踏まえて2023年(令和5年)3月に同計画を改訂しました。なお、愛知県内では9つの市において自転車活用推進計画が策定・公表されています。
- 本市は、自転車利用者に配慮した自転車通行空間を効率的かつ効果的に整備するための自転車ネットワークの形成や、鉄道駅や商業施設などを利用する際に駐輪しやすい環境の整備を行い、健康的で環境にもやさしく利便性の高い自転車をより活用できる環境づくりを目指して、「岩倉市自転車活用推進計画」を策定します。

## 1-2 計画区域

---

- 本計画の計画区域は岩倉市全域とします。

## 1-3 計画期間

---

- 本計画の計画期間は2025年度(令和7年度)から2034年度(令和16年度)までの10年間とします。

## 1-4 計画の位置づけ

- 本計画は下記の上位計画や関連計画と連携した内容であり、本市の自転車に関する施策を取りまとめた最上位の計画として位置付けます。

### 【上位計画】

- 「第5次岩倉市総合計画」の個別施策には、岩倉駅周辺の駐輪場の利用が一部施設に偏在していることから有料化も含めた適正な利用促進策や、利用状況に応じてオートバイ等を含めた新たな駐輪場の確保を検討することや、駐輪場における放置自転車の整理と撤去により施設の活用促進を図ることが明記されています。
- 「岩倉市都市計画マスタープラン」の都市づくりの目標には、鉄道駅やバスなどの公共交通ネットワークにより日常生活を歩いて(自転車で)行えるというメリットを活かして、まちづくりと一体となった都市基盤整備や鉄道駅とのアクセス性を向上することで、健幸を実現できるコンパクトな都市づくりを進めることが明記されています。

### 【関連計画】

- 「第2次岩倉市環境基本計画」には、環境負荷の少ないまちづくりを推進するため、徒歩や自転車で生活できるまちをつくることが明記されています。



図 計画の位置づけ

## 1-5 計画の構成

- 本計画は下記の1～6章により構成されます。

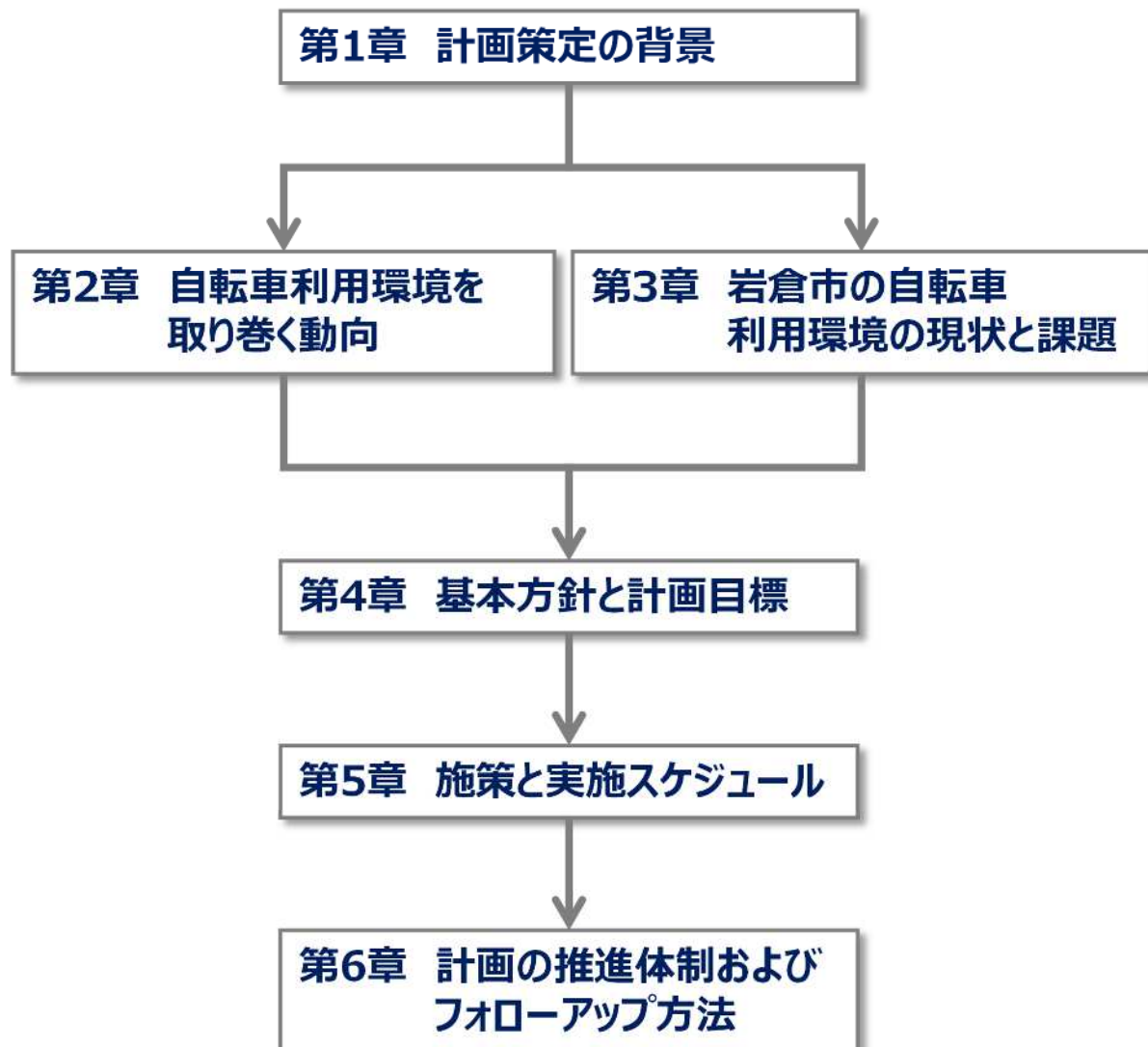


図 計画の構成

## 第2章 自転車利用環境を取り巻く動向

### 2-1 全国の動向

- 2017年(平成29年)5月に「自転車活用推進法」が施行されました。自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなどの新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資することなどを基本理念としています。
- 同法第9条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である「自転車活用推進計画」が、2018年(平成30年)6月に閣議決定されました。
- 同法の第10条および11条においては、都道府県・市町村は、国の推進計画を勘案して地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(都道府県自転車活用推進計画又は市町村自転車活用推進計画)を定めるよう努めなければならない旨が記載されています。
- 計画の策定に向けて検討する際の参考となる情報を整理した、「地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)」が2018年(平成30年)8月に公表されました。
- 近年の社会情勢の変化等を踏まえて、2021年(令和3年)5月に「第2次自転車活用推進計画」が閣議決定されました。

表 全国の自転車に関する主な動向

| 時期                 | 主な内容                                                                                                             |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2017年(平成29年)<br>5月 | 自転車活用推進法の施行<br>:都道府県・市町村は、国の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(都道府県自転車活用推進計画又は市町村自転車活用推進計画)を定めるよう努めなければならない |
| 2018年(平成30年)<br>6月 | 自転車活用推進計画の閣議決定                                                                                                   |
| 2018年(平成30年)<br>8月 | 地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)の公表                                                                                         |
| 2021年(令和3年)<br>5月  | 第2次自転車活用推進計画の閣議決定                                                                                                |
| 2023年(令和5年)<br>4月  | 改正道路交通法の施行<br>:全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化                                                                       |
| 2023年(令和5年)<br>7月  | 改正道路交通法の施行<br>:特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の利用・通行ルールの指定(例:16歳未満の運転禁止、車道通行の原則など)                                        |
| 2024年(令和6年)<br>5月  | 改正道路交通法の可決・成立<br>:自転車の交通違反に対して交通反則通告制度(青切符)を適用                                                                   |

## 2-2 愛知県の動向

- 愛知県は、「愛知県自転車活用推進計画」を2020年(令和2年)2月に策定しました。同計画には、①自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成、②自転車を利用した健康づくりによる「健康長寿あいちの実現」、③サイクルツーリズム促進による国内外からの人が訪れるあいちの実現、④自転車事故のない安全で安心な社会の実現という4つの目標を定めて、これらの目標達成に向けて取り組んできました。
- 国の第2次自転車活用推進計画が2021年(令和3年)5月に閣議決定されたことを踏まえて、愛知県は2023年(令和5年)3月に愛知県自転車活用推進計画を改定しました。

表 愛知県の自転車に関する主な動向

| 時期                 | 主な内容                                                                        |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 2020年(令和2年)<br>2月  | 愛知県自転車活用推進計画の策定                                                             |
| 2021年(令和3年)<br>10月 | 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例<br>:自転車利用者のヘルメット着用を努力義務とする<br>:自転車損害賠償責任保険等への加入を義務とする |
| 2023年(令和5年)<br>3月  | 愛知県自転車活用推進計画の改定                                                             |

## 2-3 岩倉市の自転車利用環境整備のニーズ

- 本市の自転車利用割合は、中京都市圏内の他の市町村と比較して高く、第3位に位置しています。他方で、本市の自転車関連事故の死傷者数は、人口千人あたりでみると愛知県の平均よりも約8割多い状況にあり、愛知県内ではワースト3位に位置しています。
- 本市が実施した住民アンケート調査では、安全な自転車通行空間の確保や駐輪場の整備などを望む声が多く、自転車が安全で快適に利用できる環境の整備が望まれています。

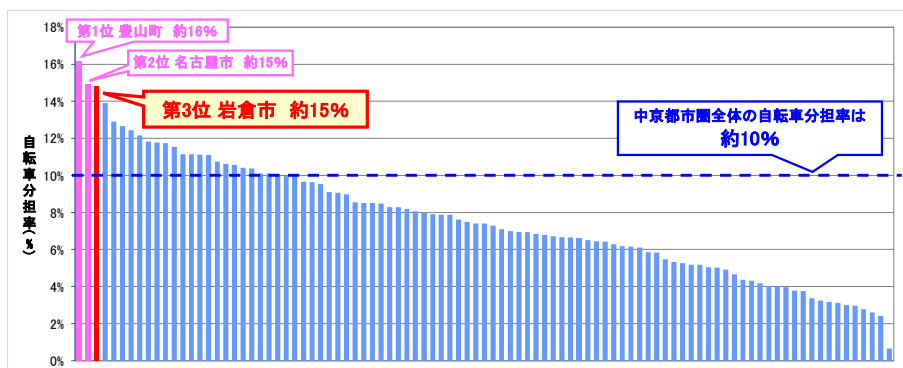


図 自転車分担率

出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査結果/平成23年

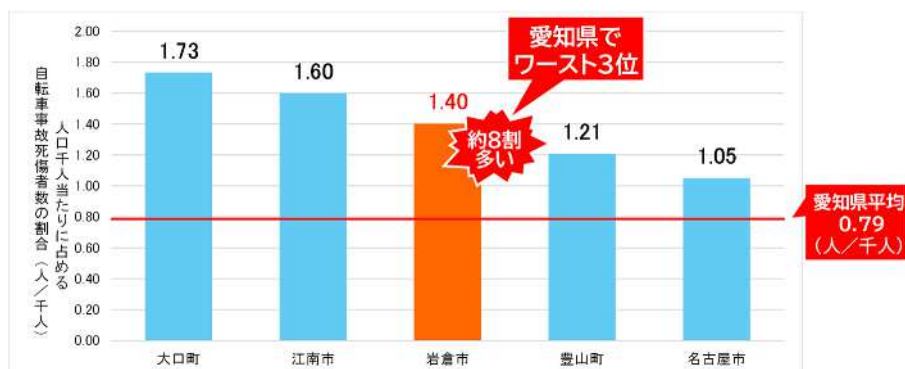


図 自転車事故死傷者数

出典：交通事故統計情報のオープンデータ/令和4年/警察庁  
愛知県人口動向調査結果

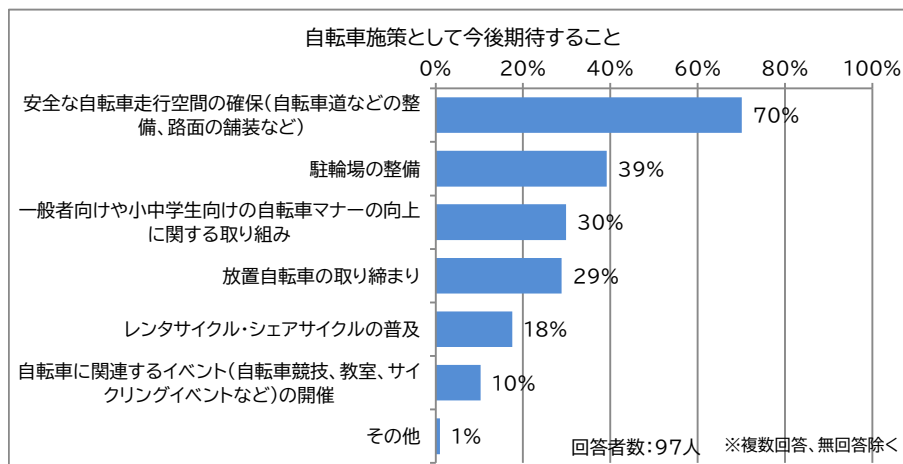


図 自転車施策として今後期待すること

出典：岩倉市住民アンケート結果/令和6年

## 第3章 岩倉市の自転車利用環境の現状と課題

### 3-1 自転車の利用状況

- (1) 自転車分担率…………… P.8
- (2) 自転車利用経路…………… P.9

### 3-2 駐輪環境

- (1) 駐輪場の利用状況 …… P.11
- (2) 放置自転車の撤去 …… P.12
- (3) 自転車の盗難台数 …… P.13

### 3-3 健康と運動習慣

- (1) 健康 …… P.14
- (2) 運動習慣 …… P.15

### 3-4 観光・イベント

- (1) 観光資源 …… P.16
- (2) レンタサイクルの利用状況…………… P.17

### 3-5 自転車事故の発生状況

- (1) 自転車事故の発生状況…………… P.18
- (2) ヒヤリハットの発生状況…………… P.19

### 3-6 自転車の利用意識

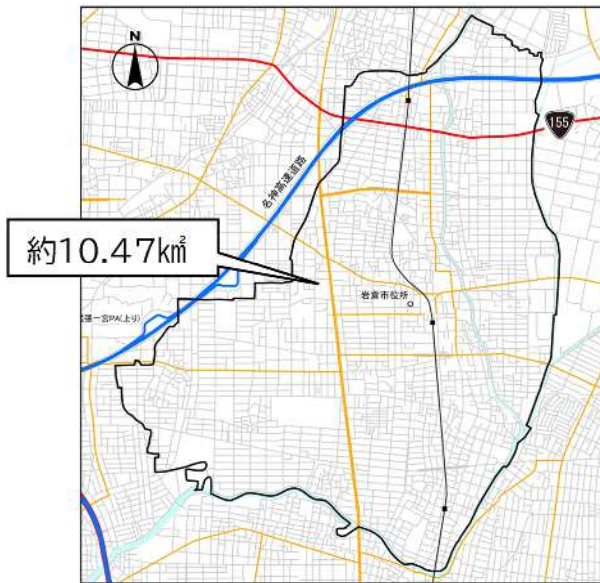
- (1) 自転車の利用ルールの認知度と順守率 …… P.21
- (2) ヘルメット着用の意識…………… P.25
- (3) 災害時の自転車活用 …… P.26

## 3-1 自転車の利用状況

### (1) 自転車分担率

- 本市は、コンパクトな面積で高低差が小さいため、自転車での移動がしやすいまちです。

【市標高断面】



【北部地域と南西部地域の標高】

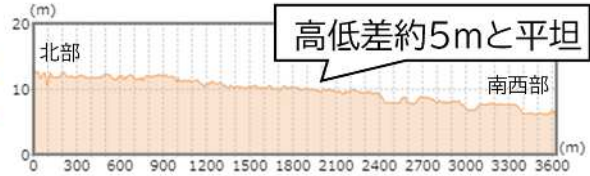


図 岩倉市の標高

出典：地理院地図

- 中京都市圏内の市町村の自転車分担率を比較すると、本市は第3位に位置しており、自転車の利用割合が高いです。

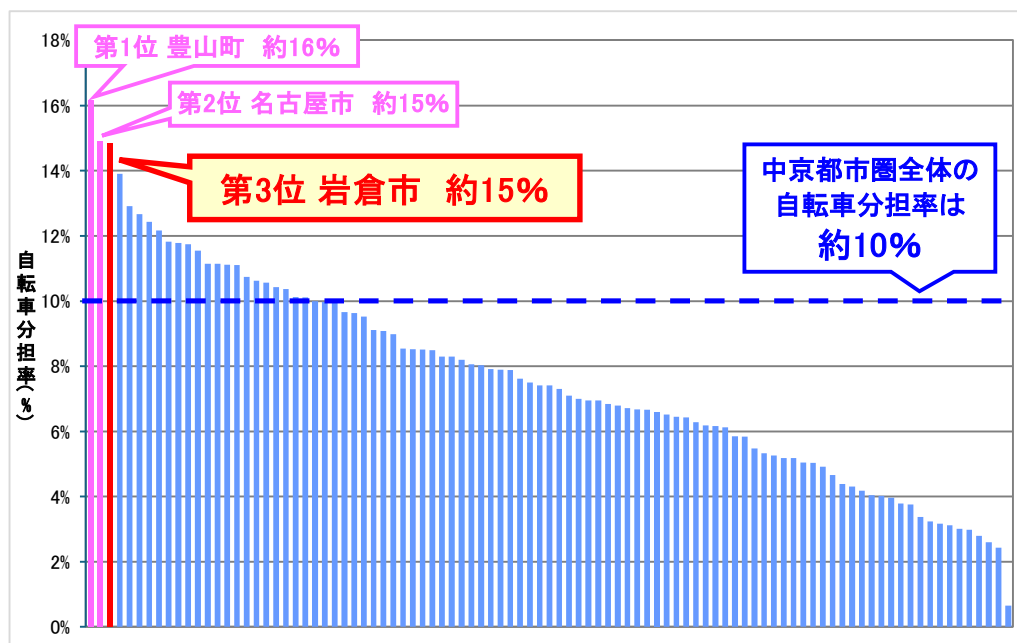


図 自転車分担率

出典：第5回中京都市圏パーソントリップ調査結果/平成23年

## (2) 自転車利用経路

- 岩倉駅を中心とする市内中心部の利用割合が高い状況にあります。

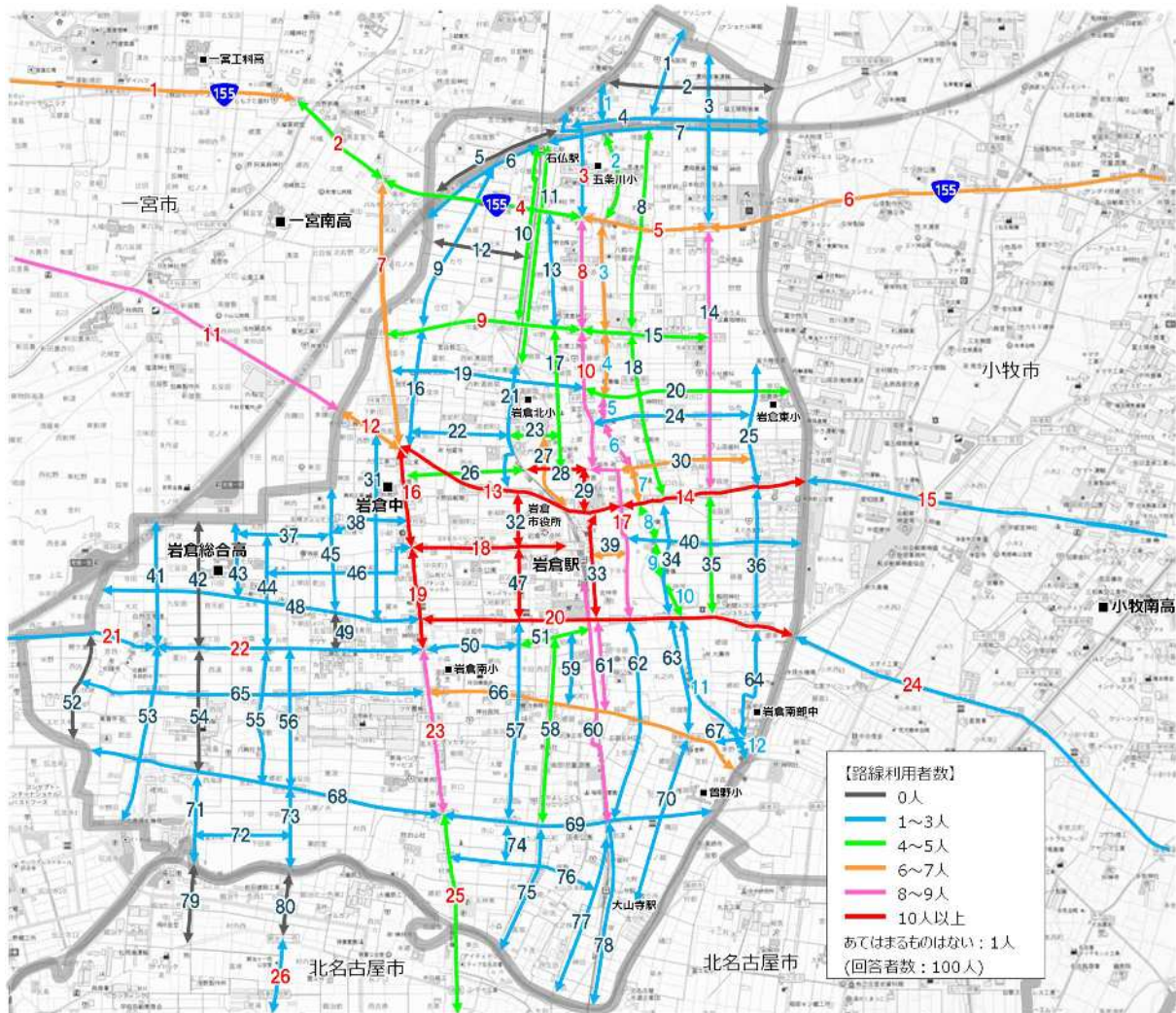


図 自転車利用経路(住民)

出典:岩倉市住民アンケート結果/令和6年

### 住民アンケートの実施概要

対象者：岩倉市内在住の18歳以上かつ週に1回以上自転車を利用する人

回答人数：100人

回収率：約50%

回答方法：WEBもしくは岩倉駅周辺での聞き取り調査

実施時期：WEB：2024年(令和6年)7月下旬頃

聞き取り調査：2024年(令和6年)9月12日(木)

※図中の番号はアンケートの回答の際に使用した番号であり、本計画の公表時は削除する

- 岩倉駅周辺や高校周辺の利用割合が高い状況にあります。

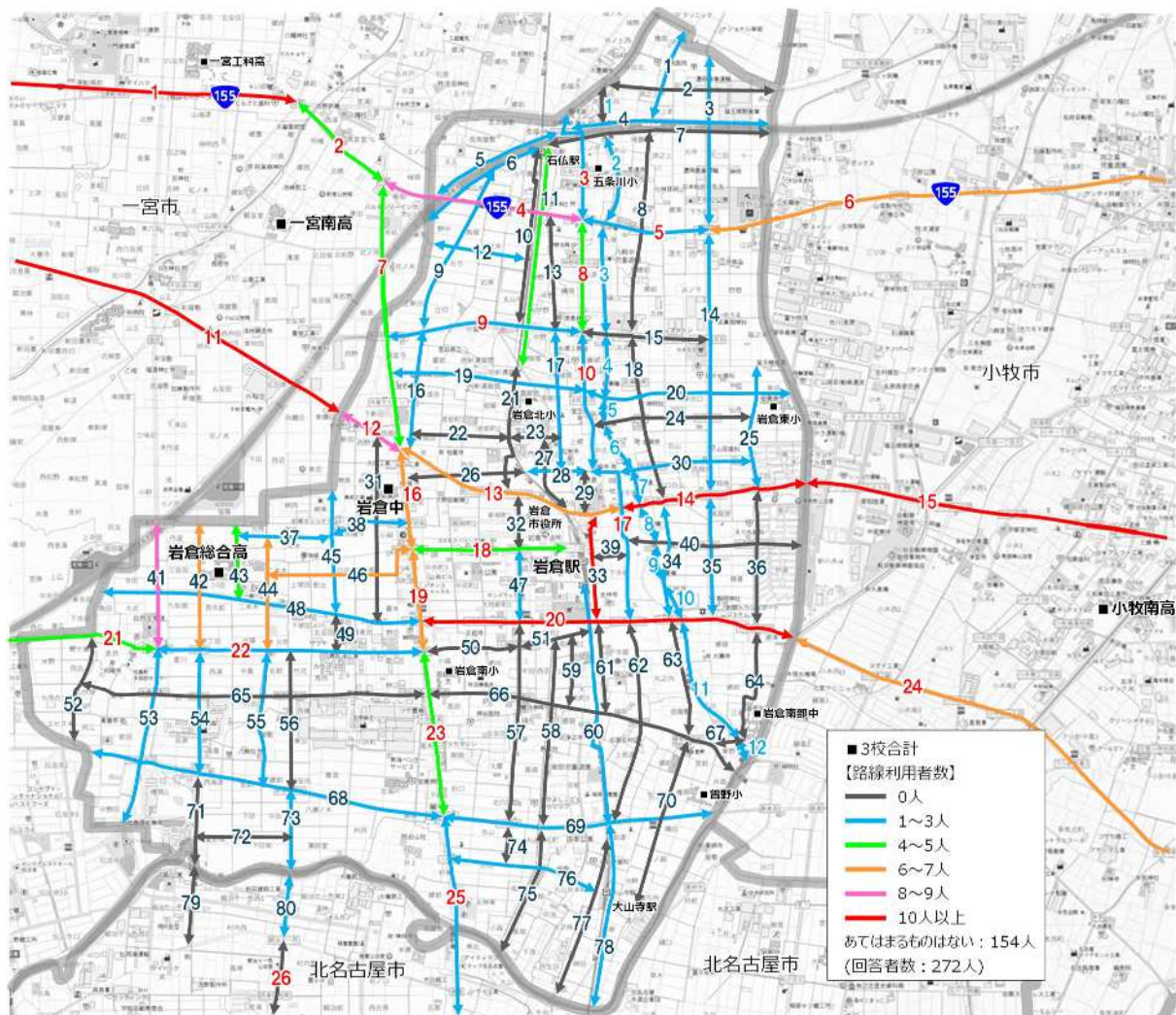


図 自転車利用経路(高校生)

出典:岩倉市高校生アンケート結果/令和6年

## 高校生アンケートの実施概要

対象者:3校(県立岩倉総合高等学校、県立小牧南高等学校、県立一宮南高等学校)に通う生徒  
 回答人数:280人  
 回収率:約46%  
 回答方法:WEB  
 実施時期:2024年(令和6年)7月下旬頃

※図中の番号はアンケートの回答の際に使用した番号であり、本計画の公表時は削除する

## 3-2 駐輪環境

### (1) 駐輪場の利用状況

- 鉄道駅(石仏駅、岩倉駅、大山寺駅)の周辺に駐輪場が設置されており、特に岩倉駅周辺の駐輪場の利用が多く、約2,000台利用されています。
- 各駐輪場の利用状況をみると、収容可能台数を超えて利用されている駐輪場もあれば、収容可能台数以下の利用にとどまっている駐輪場も存在しており、利用状況に偏りがみられます。

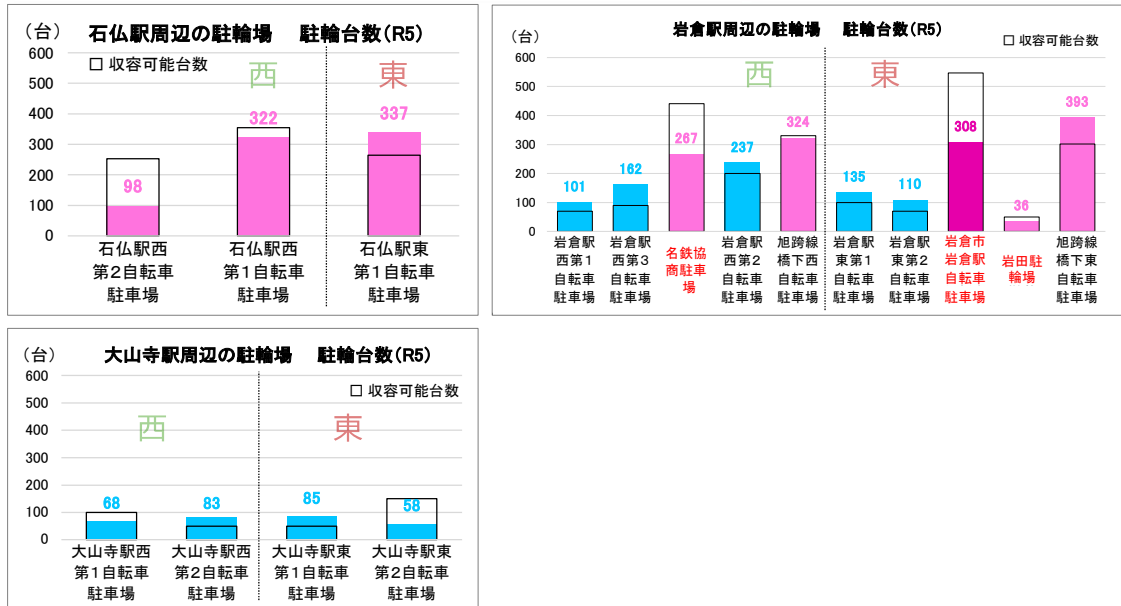
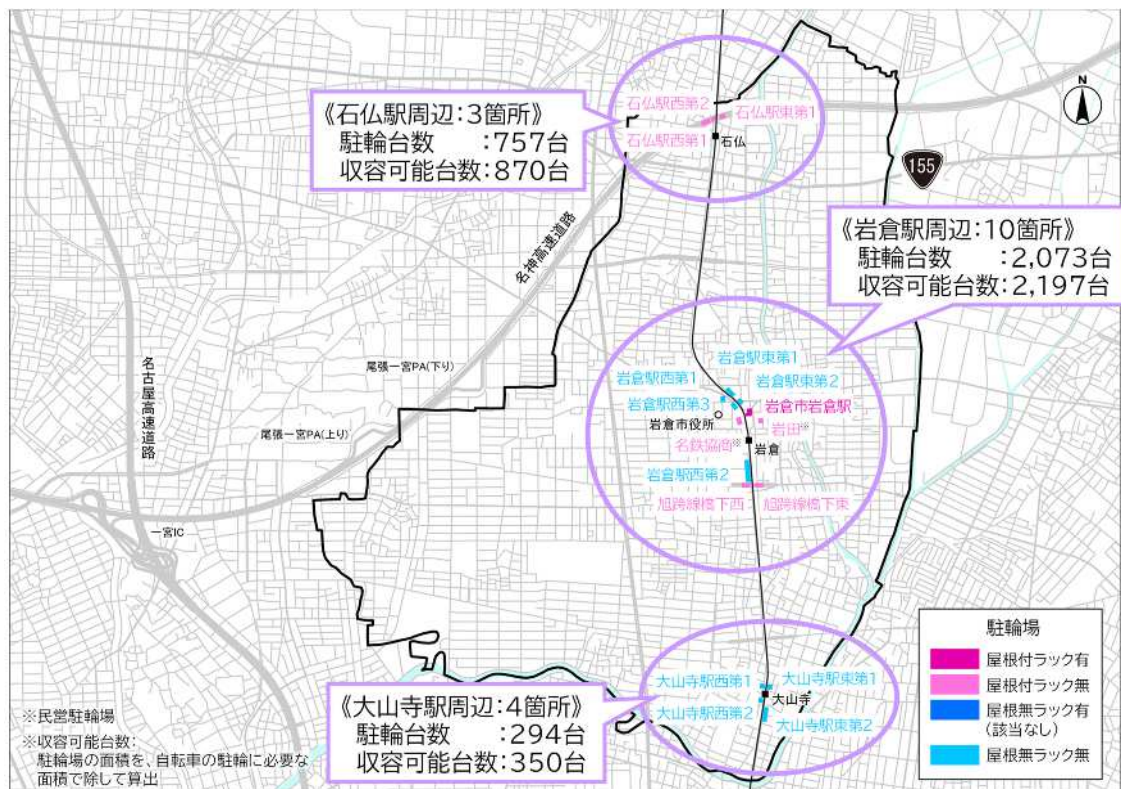


図 駐輪場の利用状況

## (2) 放置自転車の撤去

- 本市では放置自転車の整理と撤去を進めてきました。その結果、放置自転車の撤去台数は年々減少傾向にあり、特に自転車等放置禁止区域内で大きく減少しています。
- 一方で、自転車等放置禁止区域外では、撤去台数は横ばい傾向に留まっています。

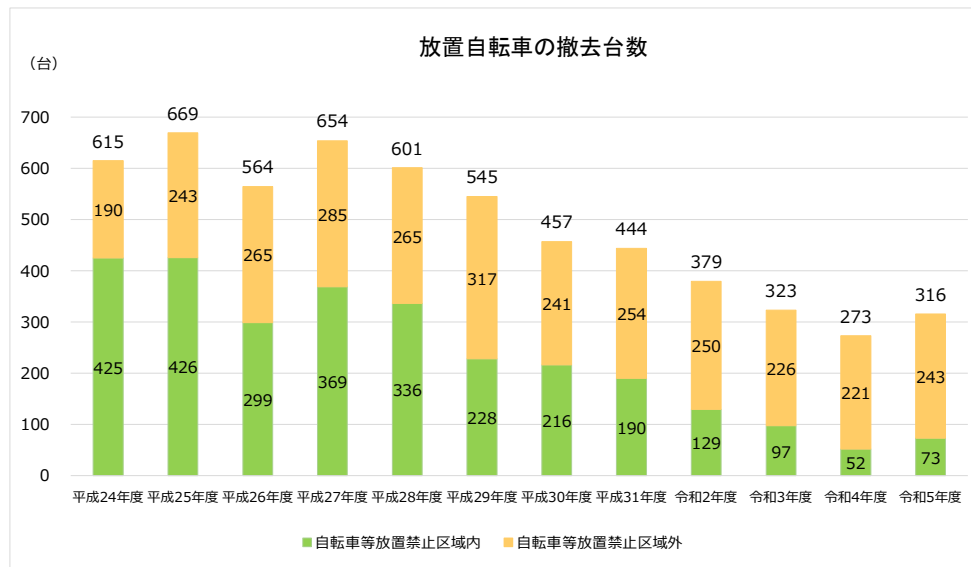


図 放置自転車の撤去台数の推移

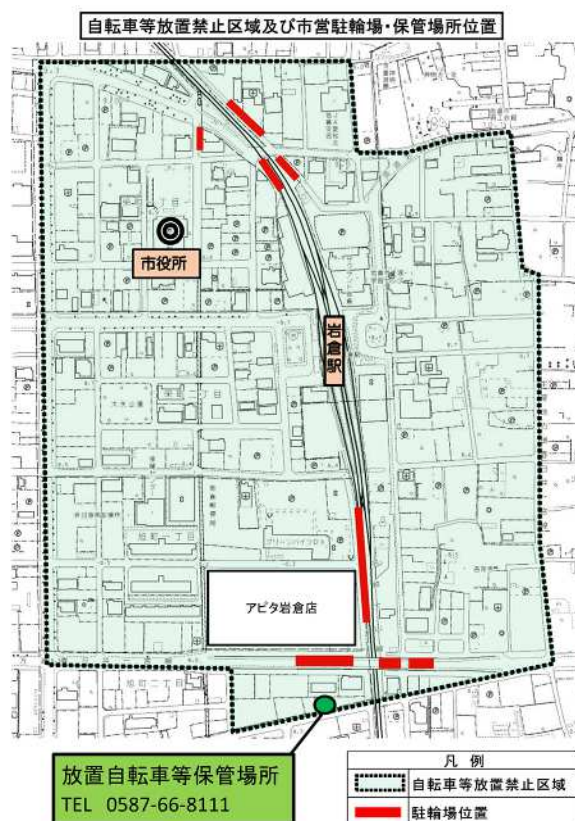


図 自転車等放置禁止区域

### (3) 自転車の盗難台数

- 本市の自転車盗難台数は愛知県全体と比較して高い状況です。また、経年的にみると増加傾向にあります。

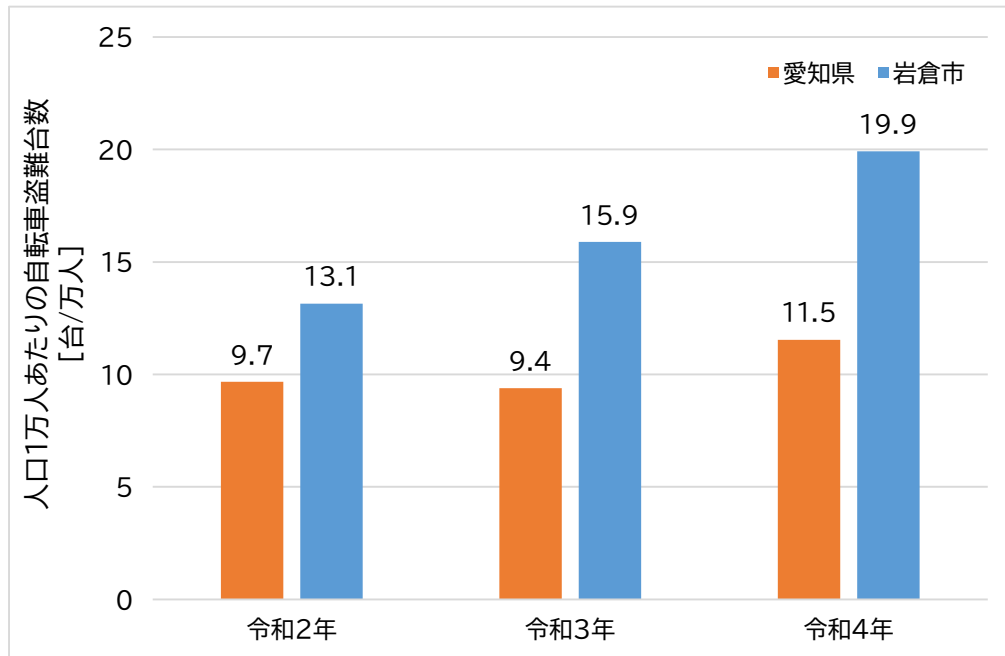


図 自転車の盗難台数

出典: 愛知県江南警察署提供データ

犯罪統計書 令和4年の犯罪/警察庁

Web 統計あいち

## 3-3 健康と運動習慣

### (1) 健康

- メタボリックシンドロームの該当者および予備群の割合をみると、愛知県は横ばい傾向にあるのに対して、本市は愛知県より数値が若干高く、増加傾向にあります。

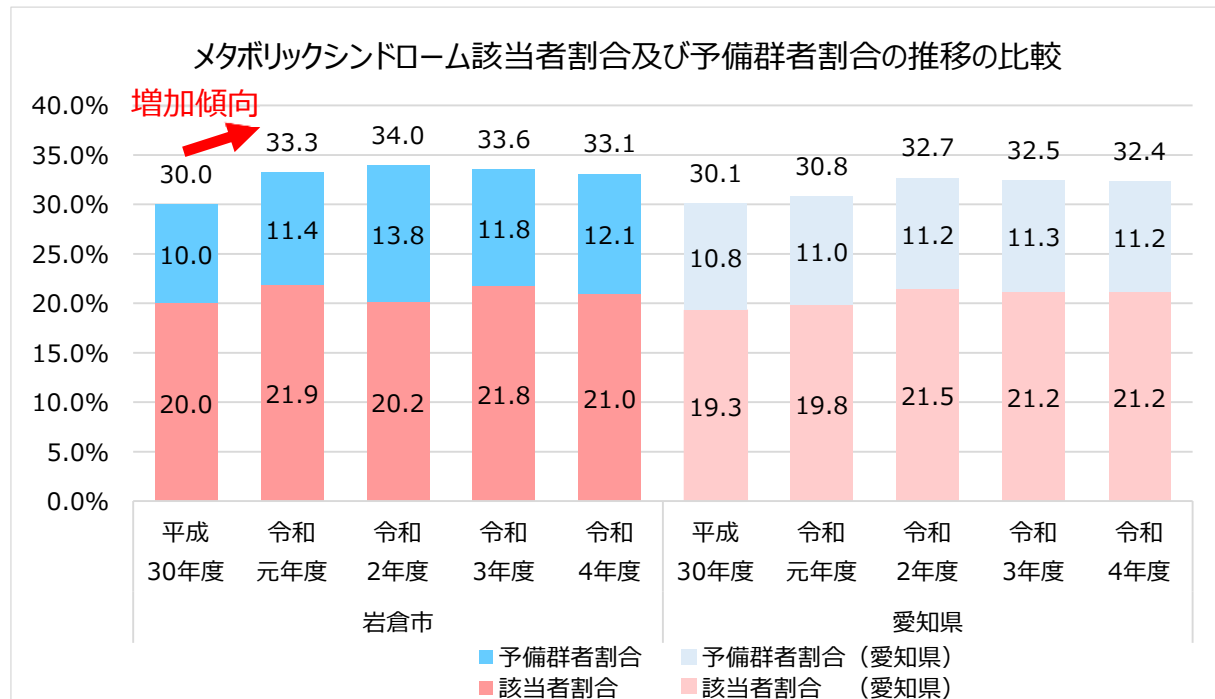


図 メタボリックシンドローム該当者および予備群の推移

出典:岩倉市提供データ

## (2) 運動習慣

- 健康づくりや余暇活動(娯楽等)に自転車を活用している人の割合は約43%です。具体的な活用方法は「健康のために自転車に乗って運動している」が多いです。
- 一方で、興味はあるが健康づくりや余暇活動に自転車を活用していない人は約30%存在しています。

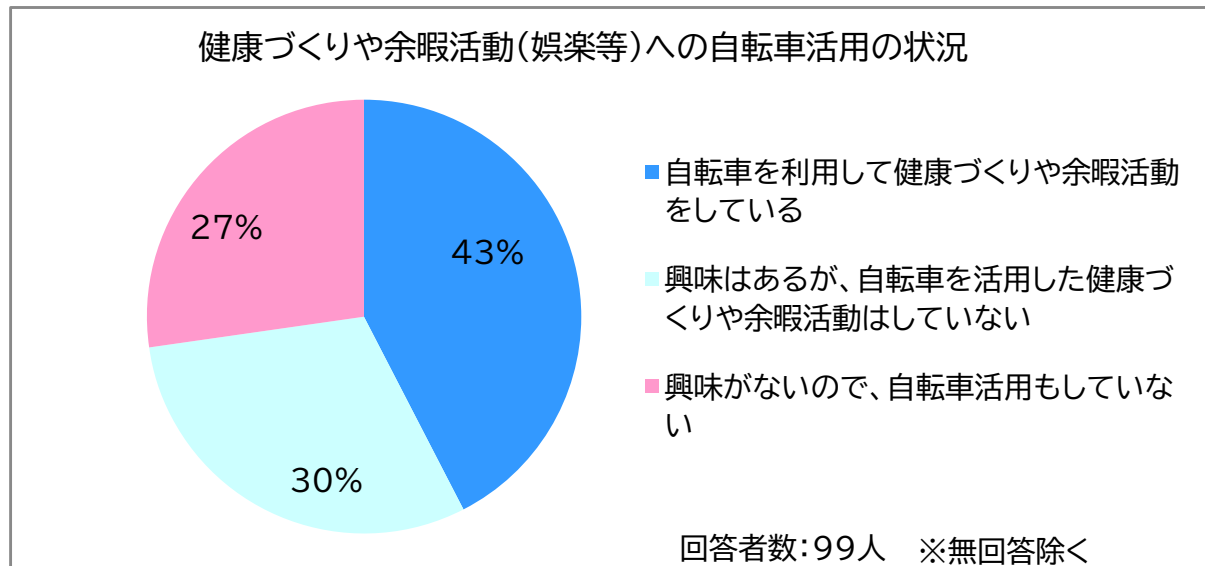


図 健康づくりや余暇活動(娯楽等)への自転車活用の状況

出典:岩倉市住民アンケート結果/令和6年

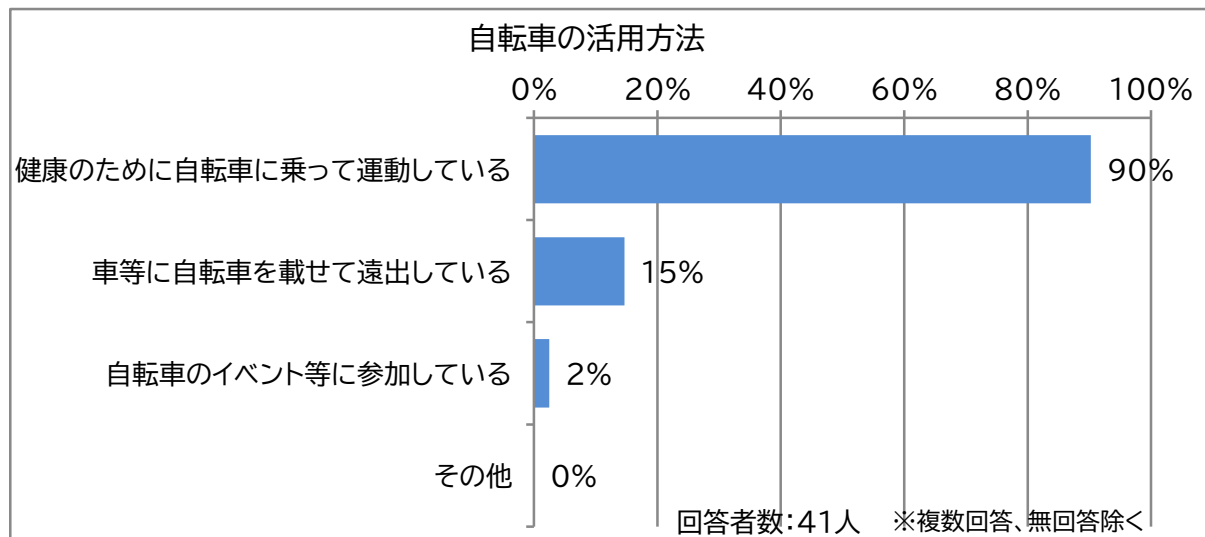


図 自転車の活用方法

出典:岩倉市住民アンケート結果/令和6年

## 3-4 観光・イベント

### (1) 観光資源

- 本市内の観光施設は鉄道駅周辺に多く位置しており、徒歩や自転車での巡回も可能です。



図 観光施設およびイベント

## (2) レンタサイクルの利用状況

- 特定非営利活動法人いわくら観光振興会が岩倉市役所でレンタサイクルを無料で貸し出ししており、2023年(令和5年)は延べ153人の方が利用しています。

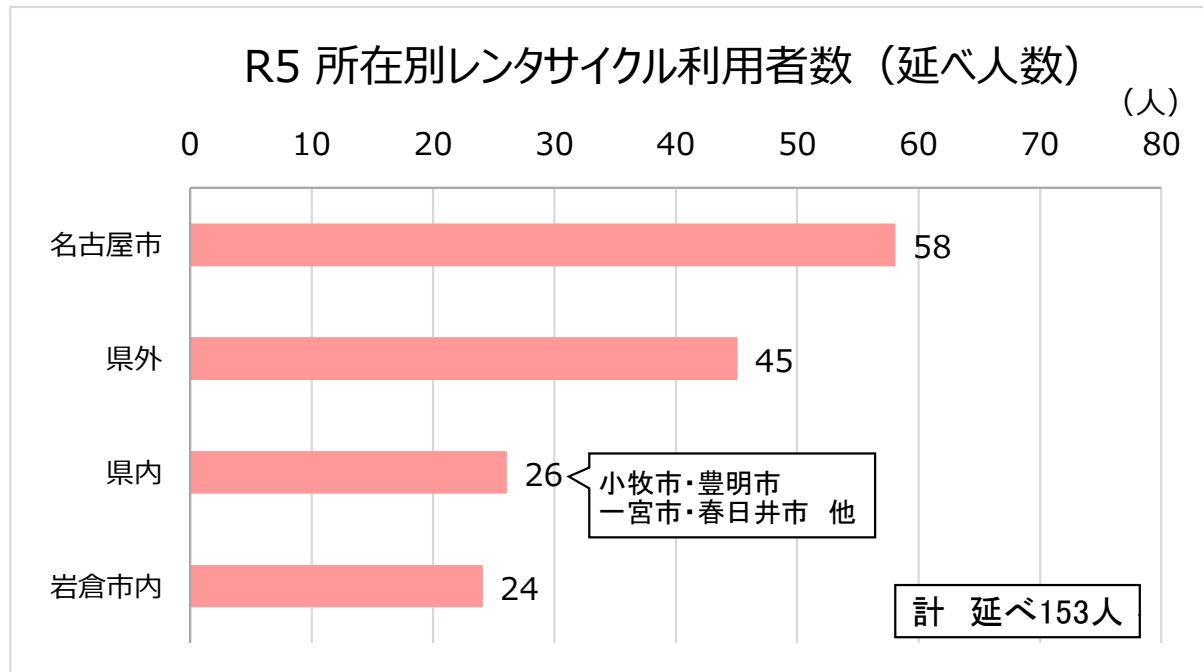


図 レンタサイクルの利用者数

### レンタサイクルの概要

貸出場所: 岩倉市役所1階 岩倉市観光情報ステーション  
 貸出時間: 平日の午前8時30分から午後5時まで  
 貸出台数: 3台  
 利用料金: 無料

## 3-5 自転車事故の発生状況

### (1) 自転車事故の発生状況

- 本市の自転車関連事故の死傷者数は、人口千人あたりでみると愛知県の平均よりも約8割多い状況にあり、愛知県内ではワースト3位に位置しています。



図 自転車事故死傷者数

出典：交通事故統計情報のオープンデータ/令和4年/警察庁  
愛知県人口動向調査結果

- 自転車事故の発生状況をみると、事故類型は愛知県全体と同じく出合頭の割合が約60%で最も高い状況です。
- 当事者の年齢をみると、こども(15歳以下)の割合が約19%、高齢者(65歳以上)の割合が約27%であり、こどもと高齢者の事故割合が愛知県全体よりも高い状況にあります。

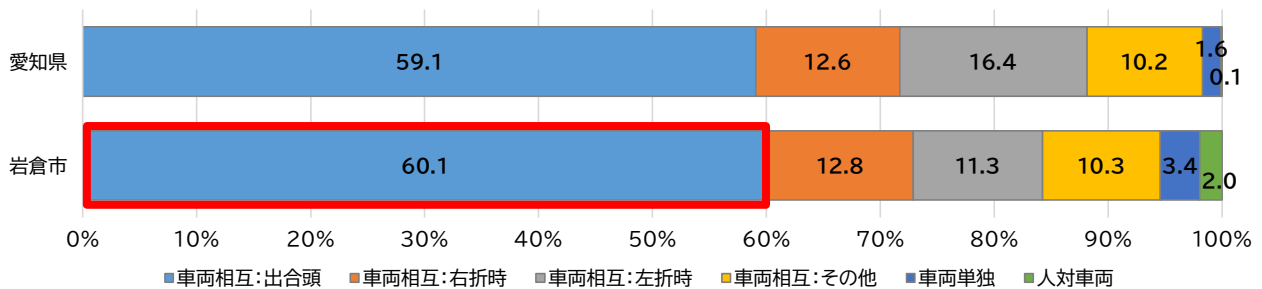


図 事故類型別自転車事故割合

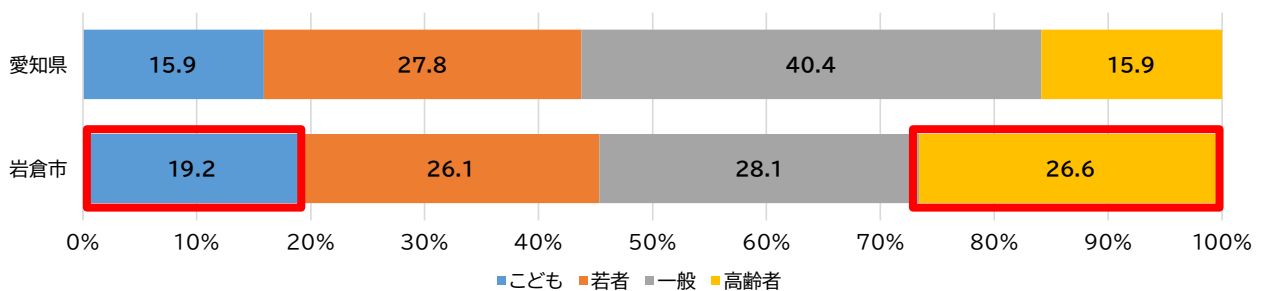


図 年齢別自転車事故割合

出典：愛知県警察本部提供データ/令和2年～令和5年  
愛知の交通事故 令和5年版/愛知県警察

## (2) ヒヤリハットの発生状況

- 県道25号春日井一宮線(14)や県道149号浅野羽根岩倉線(13)などにおいて、ヒヤリハット事象が多く発生しています。

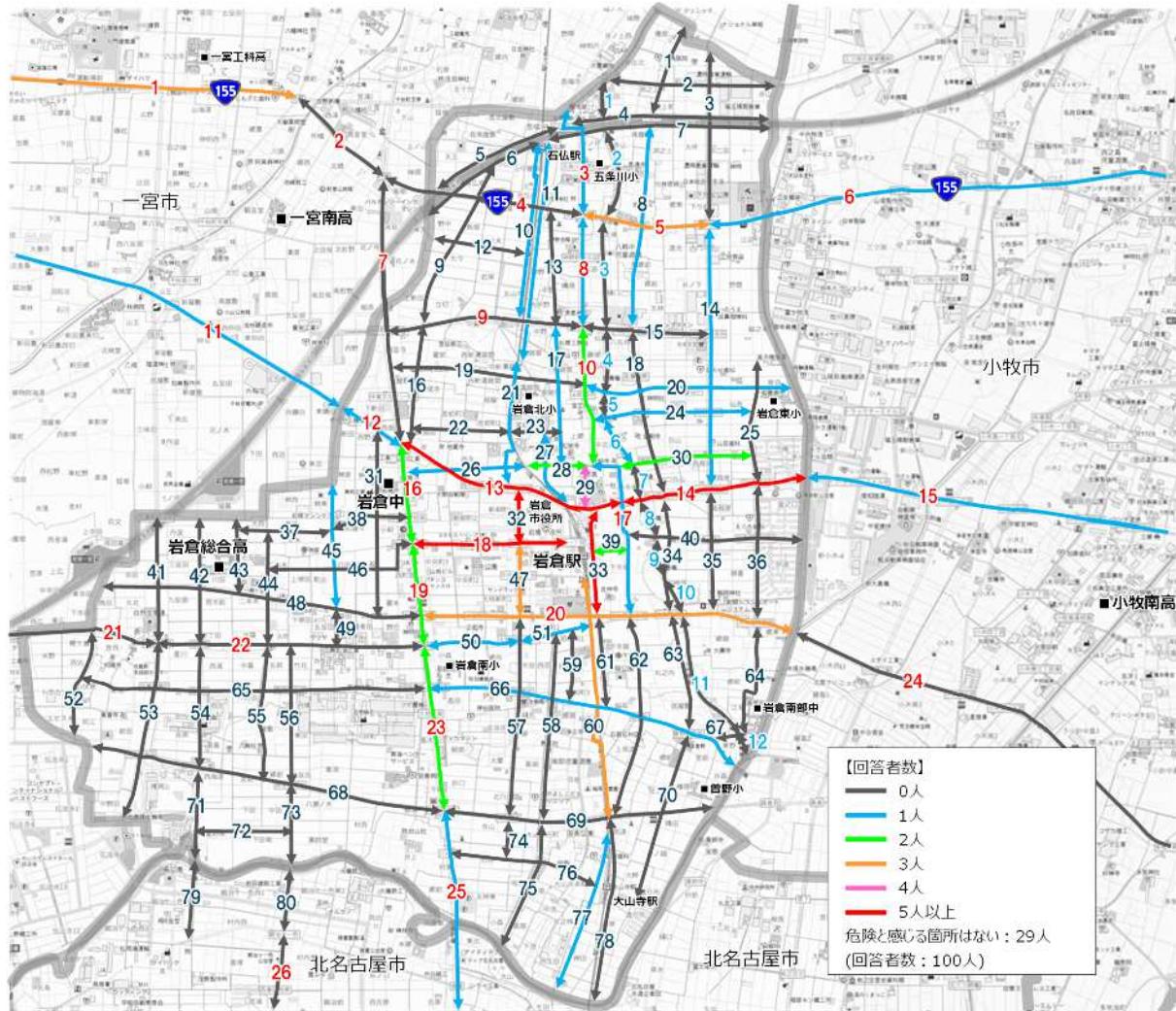


図 ヒヤリハットの発生状況(住民)

出典：岩倉市住民アンケート結果/令和6年

※図中の番号はアンケートの回答の際に使用した番号であり、本計画の公表時は削除する

- 県道25号春日井―宮線(14)や国道155号(4)などにおいて、ヒヤリハット事象が多く発生しています。

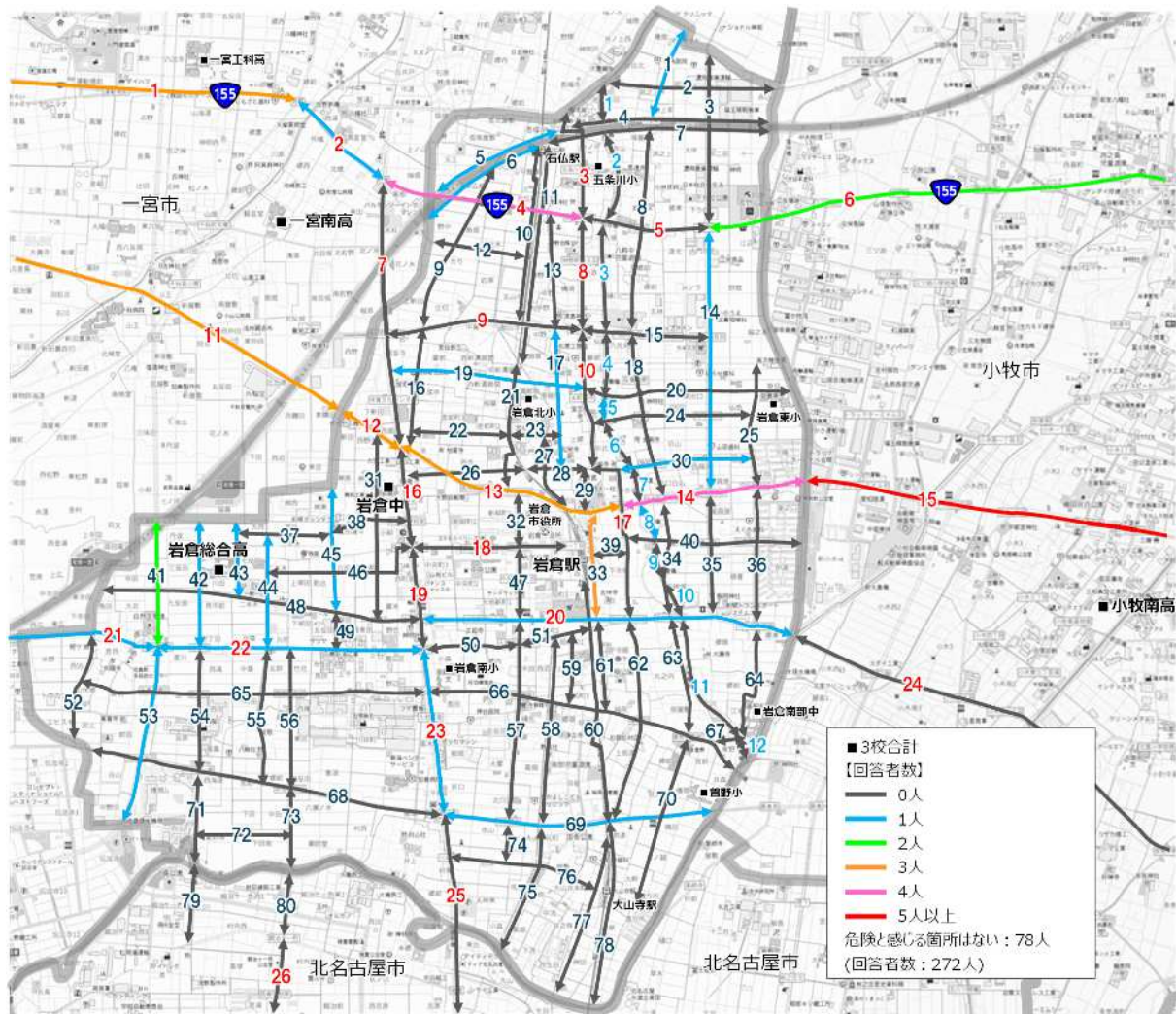


図 ヒヤリハットの発生状況(高校生)

出典:岩倉市高校生アンケート結果/令和6年

※図中の番号はアンケートの回答の際に使用した番号であり、本計画の公表時は削除する

## 3-6 自転車の利用意識

### (1) 自転車の利用ルールの認知度と順守率

- 自転車の利用ルールに対する認知度は、ほとんどの項目で約80%ですが、歩道内を通行する際のルールの認知度は約55%と低い状況にあります。

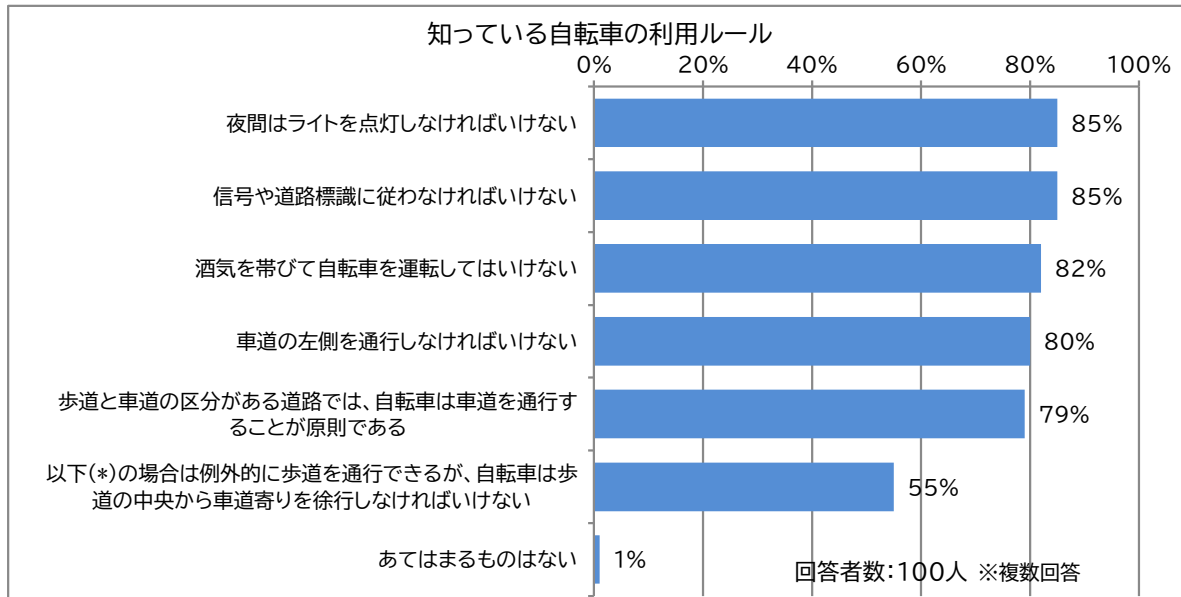


図 自転車の利用ルールの認知度(住民)

出典:岩倉市住民アンケート結果/令和6年

- 自転車の利用ルールの順守率は、通行位置に関する項目で低い傾向にあります。

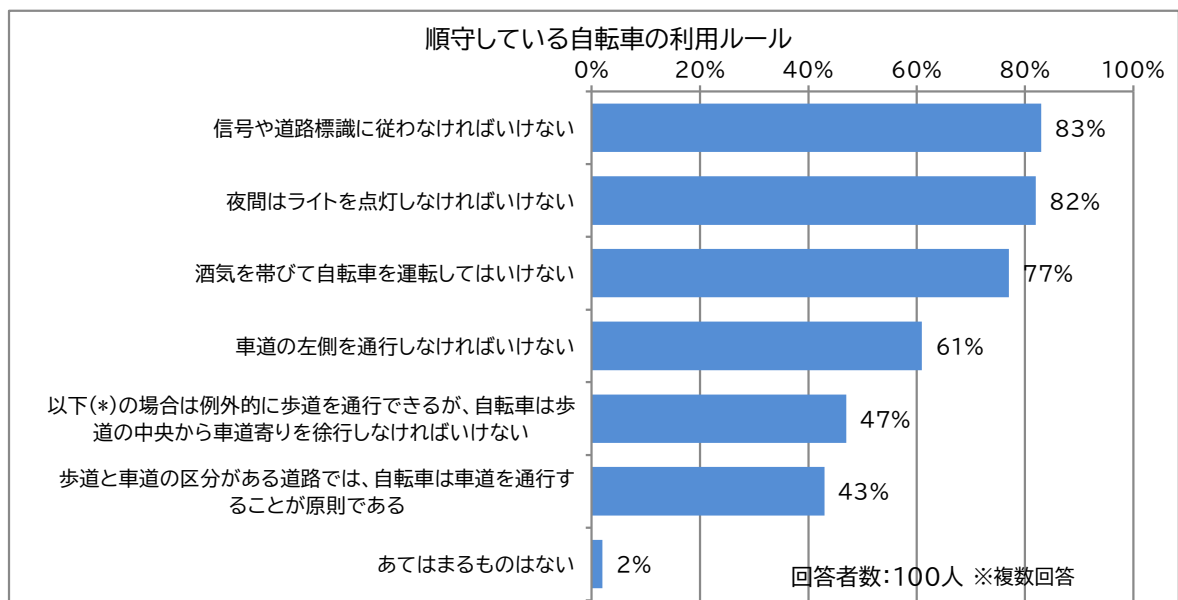


図 自転車の利用ルールの順守率(住民)

出典:岩倉市住民アンケート結果/令和6年

- \* 道路標識等により自転車が歩道を通行することができるとされている
- \* 自転車の運転者が、高齢者や児童・幼児等である
- \* 自転車通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められる

- 自転車の利用ルールに対する認知度は、ほとんどの項目で約80%以上ですが、歩道内を通行する際のルールの認知度は約62%と低い状況にあります。

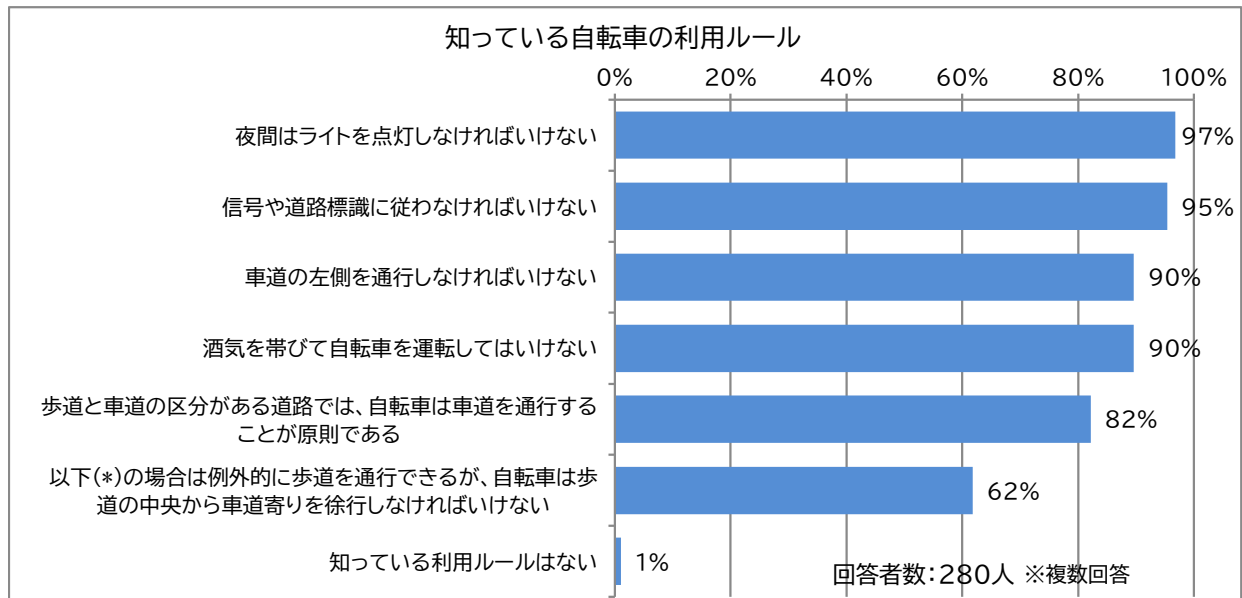


図 自転車の利用ルールの認知度(高校生)

出典:岩倉市高校生アンケート結果/令和6年

- 自転車の利用ルールの順守率は、通行位置に関する項目で低い傾向にあります。

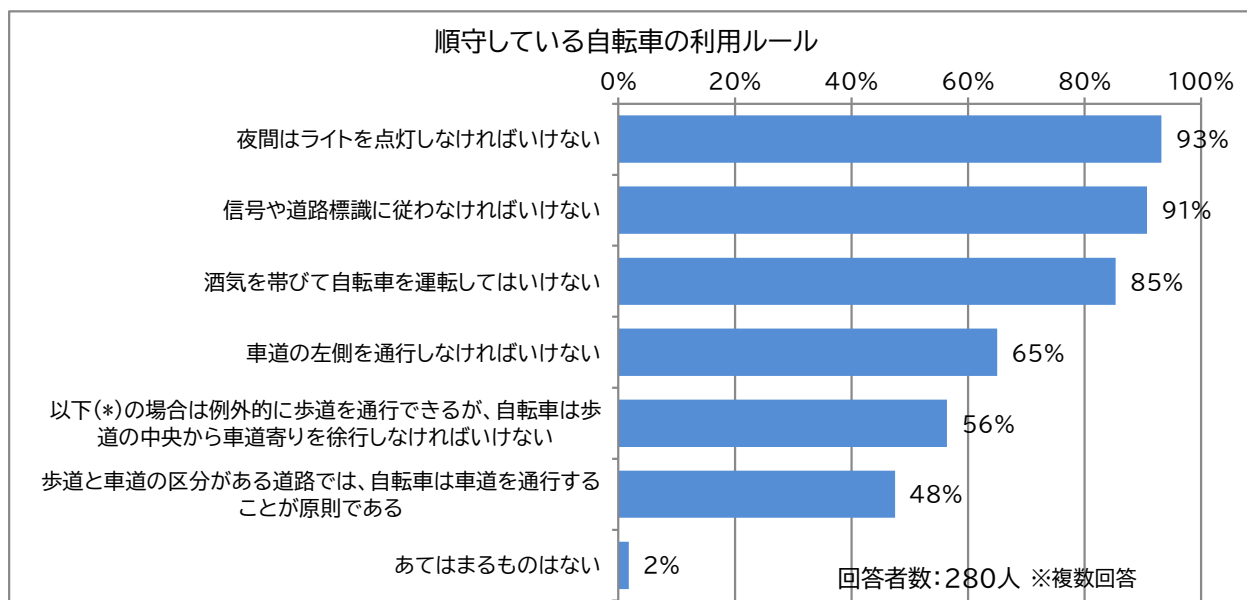


図 自転車の利用ルールの順守率(高校生)

出典:岩倉市高校生アンケート結果/令和6年

- \* 道路標識等により自転車が歩道を通行することができるとされている
- \* 自転車の運転者が、高齢者や児童・幼児等である
- \* 自転車通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められる

- 自転車の利用ルールに対する認知度は、ほとんどの項目で約70%以上ですが、歩道内を通行する際のルールの認知度は約35%と低い状況にあります。

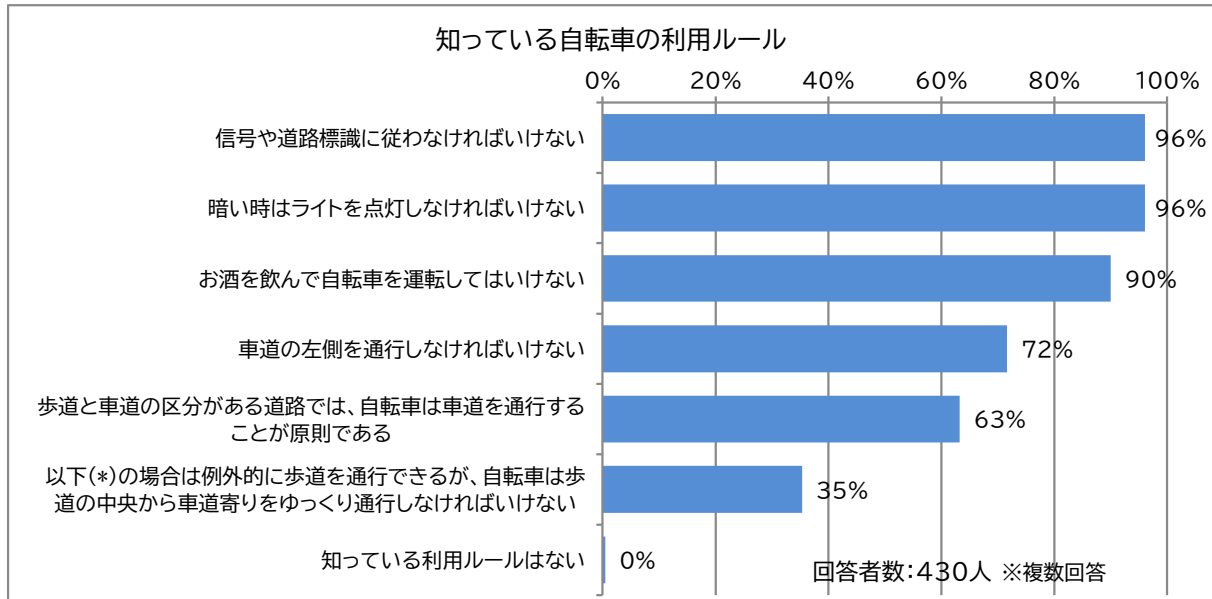


図 自転車の利用ルールの認知度(中学生)

出典:岩倉市中学生アンケート結果/令和6年

- 自転車の利用ルールの順守率は、通行位置に関する項目で低い傾向にあります。

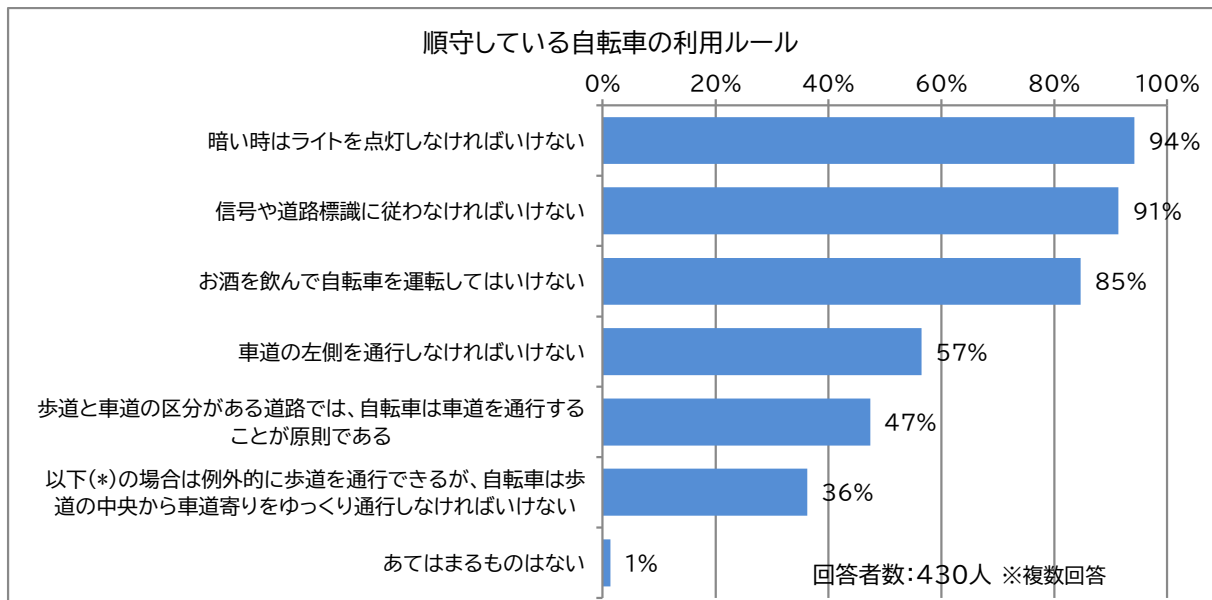


図 自転車の利用ルールの順守率(中学生)

出典:岩倉市中学生アンケート結果/令和6年

- \* 道路標識等により自転車が歩道を通行できるとされている
- \* 自転車の運転者が、高齢者や児童・幼児等である
- \* 自転車通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められる

- 自転車損害賠償責任保険等への加入義務化については、住民の方の約63%が認知しており、約71%の人が加入しています。
- 高校生は約54%が認知しており、約47%の人が加入しています。

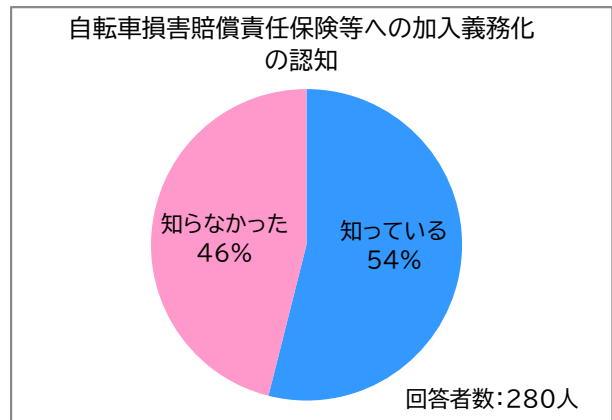
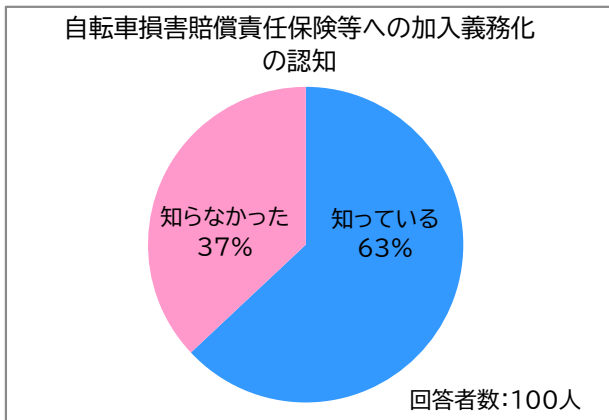


図 自転車損害賠償責任保険等への加入義務化の認知度(左:住民 右:高校生)

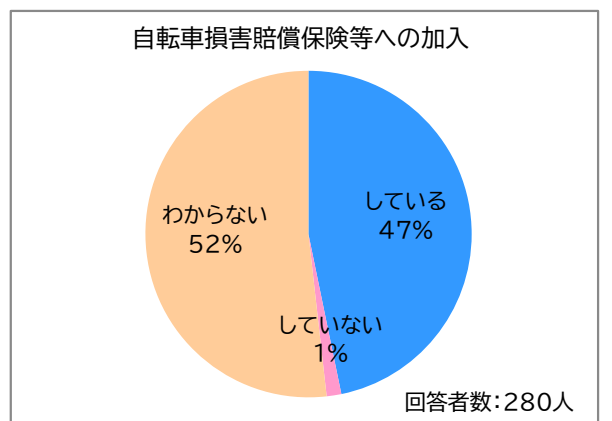
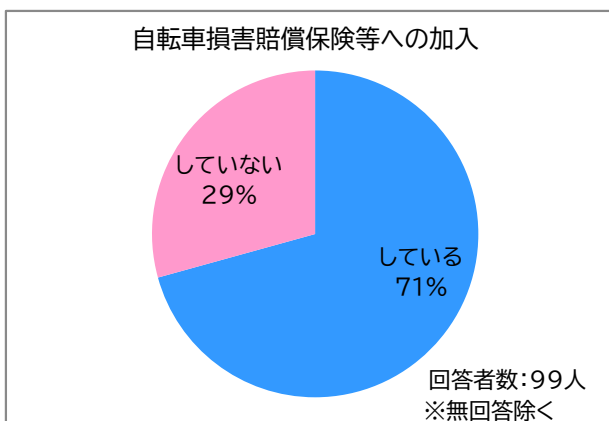


図 自転車損害賠償責任保険等への加入状況(左:住民 右:高校生)

出典:岩倉市住民アンケート結果/令和6年  
岩倉市高校生アンケート結果/令和6年

## (2) ヘルメット着用の意識

- ヘルメットの着用が努力義務化されたことの認知度は住民の方も高校生も約90%と高い状況にあります。
- 一方で、ヘルメットを着用している人の割合は住民の方が約27%、高校生が約8%と低い状況にあります。

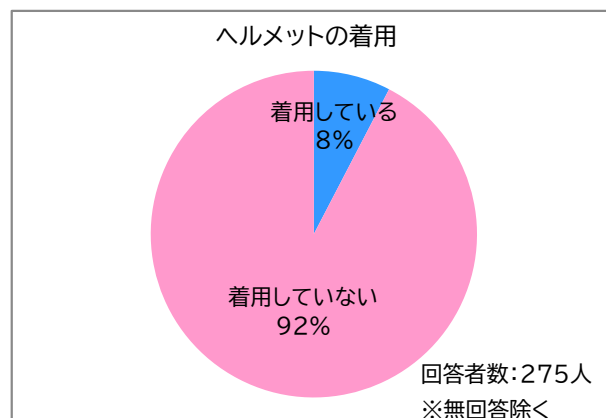
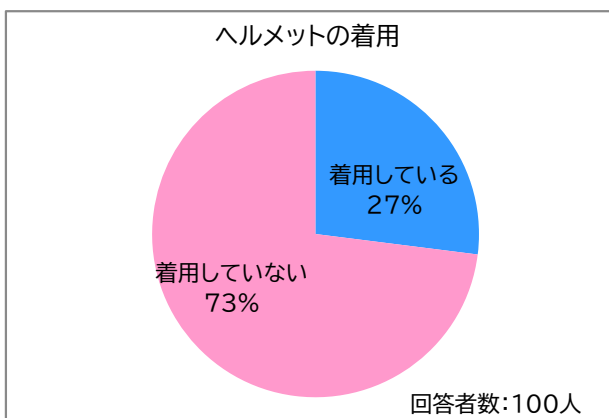
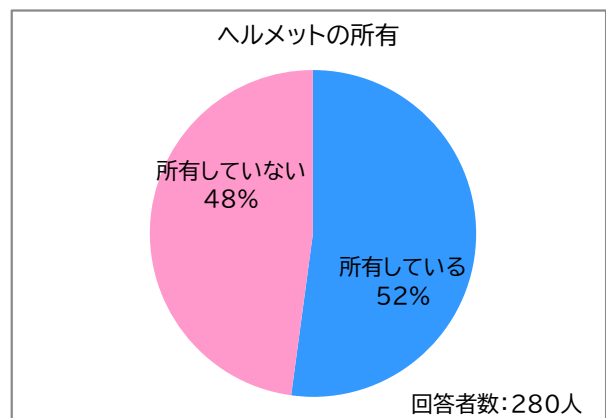
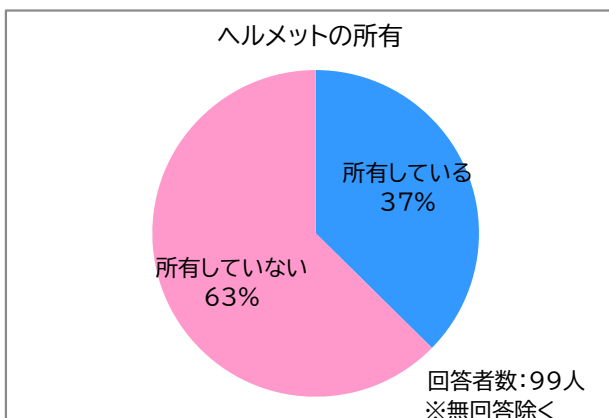
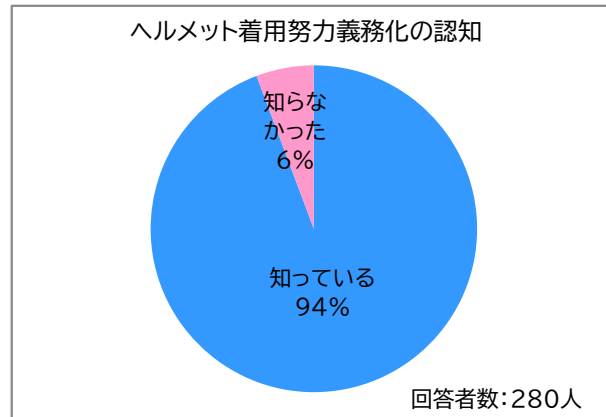
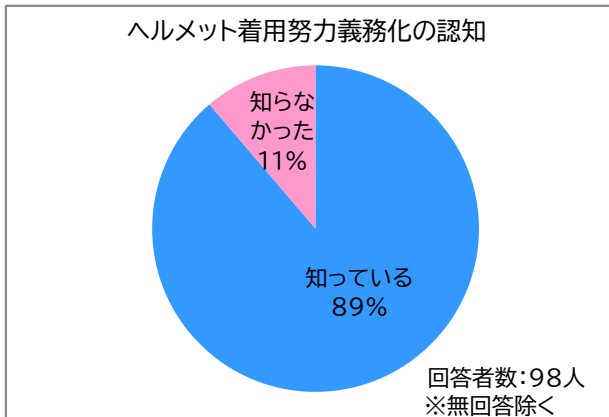


図 ヘルメット着用に対する意識(左:住民 右:高校生)

出典:岩倉市住民アンケート結果/令和6年

岩倉市高校生アンケート結果/令和6年

### (3) 災害時の自転車活用

- 災害時に自転車を利用しようと考えている人の割合は約56%を占めています。
- 一方で、利用を考えていない人の割合は約39%と高い状況にあります。

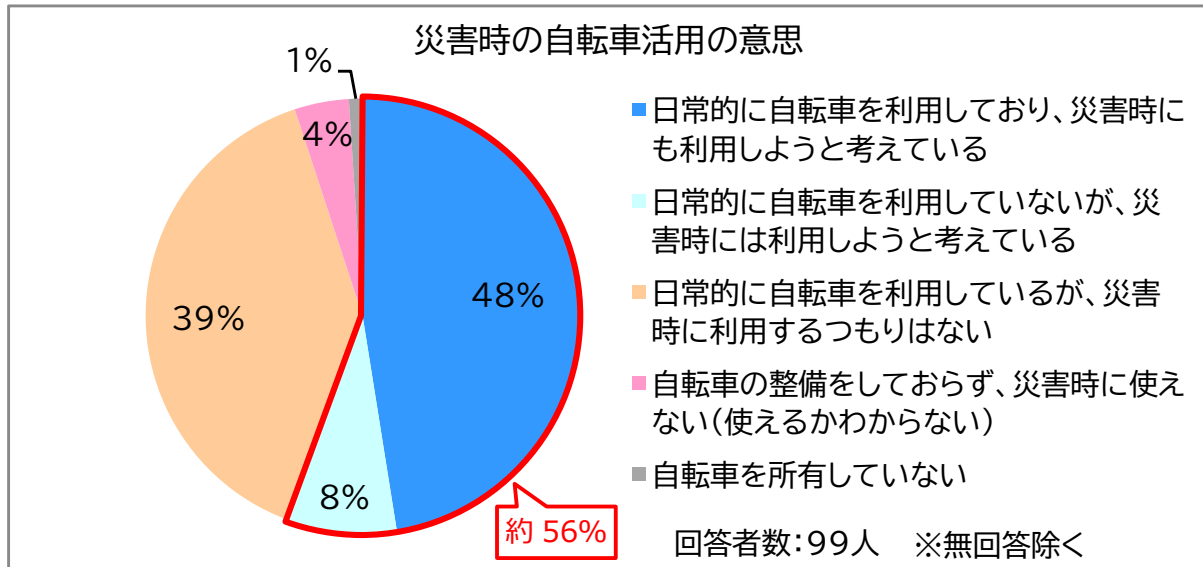


図 災害時の自転車活用の意思

出典:岩倉市住民アンケート結果/令和6年

## 第4章 基本方針と計画目標

### ■ 主な現状と課題

|            |                                                |
|------------|------------------------------------------------|
| 自転車の利用状況   | ● 中京都市圏内の市町村の中でも自転車の利用割合が高い                    |
|            | ● 岩倉駅を中心とする市内中心部の利用割合が高い                       |
| 駐輪環境       | ● 自転車駐輪場の利用環境に偏りがある                            |
|            | ● 放置自転車の撤去台数は自転車等放置禁止区域外では横ばい                  |
|            | ● 自転車の盗難台数は増加傾向                                |
| 健康と運動習慣    | ● メタボリックシンドロームの該当者および予備群の割合が増加傾向               |
|            | ● 健康づくりや余暇活動に自転車を活用できていない人が約30%存在              |
| 観光・イベント    | ● 鉄道駅周辺に観光施設が位置しており、徒歩や自転車での巡回が可能              |
|            | ● レンタサイクルは年間150人程度が利用                          |
| 自転車事故の発生状況 | ● 人口千人あたりの自転車事故死傷者数は愛知県の平均よりも約8割多く、愛知県内でワースト3位 |
|            | ● 自転車事故に占める出合頭事故の割合は約60%                       |
|            | ● こどもと高齢者の事故割合が愛知県全体よりも高い                      |
|            | ● 県道25号春日井一宮線などにおいてヒヤリハット事象が多く発生               |
| 自転車の利用意識   | ● 自転車で歩道内を通行する際のルールの認知度は約55%(住民)               |
|            | ● ヘルメットの所有率は約37%、ヘルメットの着用率は約27%(住民)            |
|            | ● 災害時に自転車の利用を考えていない人の割合は約39%(住民)               |

### ■ 基本方針

自転車を通して人々の暮らしをつなぐ  
安全・快適なまち いわくら

### ■ 目標

|                          |
|--------------------------|
| 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成  |
| 自転車を活用した健康で幸せな社会の実現      |
| サイクルツーリズムの促進によるにぎわい環境の創出 |
| 自転車事故のない安全で安心な社会の実現      |

図 基本方針と目標

## 第5章 施策と実施スケジュール

### 5-1 推進する施策

- 4章で掲げた目標を達成するための施策と措置を下表に示します。

表 施策と措置

| 目標                       | 施策                    | 措置                     |
|--------------------------|-----------------------|------------------------|
| 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成  | (1)自転車通行空間の整備推進       | ①自転車ネットワーク計画の策定と実行     |
|                          | (2)自転車駐輪環境の整備推進       | ②自転車駐輪場の整備             |
|                          |                       | ③放置自転車の整理・撤去           |
|                          |                       | ④ツーロック施錠の広報啓発          |
|                          | (3)まちづくりと連携した自転車利用の促進 | ⑤ゼロカーボンに向けた取組みの広報啓発    |
| 自転車を活用した健康で幸せな社会の実現      | (4)自転車を活用した健康づくりの促進   | ⑥自転車通勤の広報啓発            |
|                          |                       | ⑦いわくら健康マイレージとの連携       |
| サイクルツーリズムの促進によるにぎわい環境の創出 | (5)観光時の移動手段の確保        | ⑧レンタサイクルの利用促進          |
|                          | (6)自転車を利用した観光の推進      | ⑨サイクリングルートの広報          |
| 自転車事故のない安全で安心な社会の実現      | (7)自転車の安全通行の促進        | ⑩自転車の利用ルールの広報啓発        |
|                          |                       | ⑪ライフステージに応じた自転車安全教室の開催 |
|                          |                       | ⑫ヘルメット着用の広報啓発          |
|                          | (8)災害時の自転車活用の推進       | ⑬災害時の自転車活用の検討          |

## (1) 自転車通行空間の整備推進

### ① 自転車ネットワーク計画の策定と実行

- 自転車利用における安全性や利便性を高めるために、自転車通行空間の整備を進めます。

- 「安全性」「需要」の視点および「連続性」を考慮して自転車ネットワーク路線を選定します。

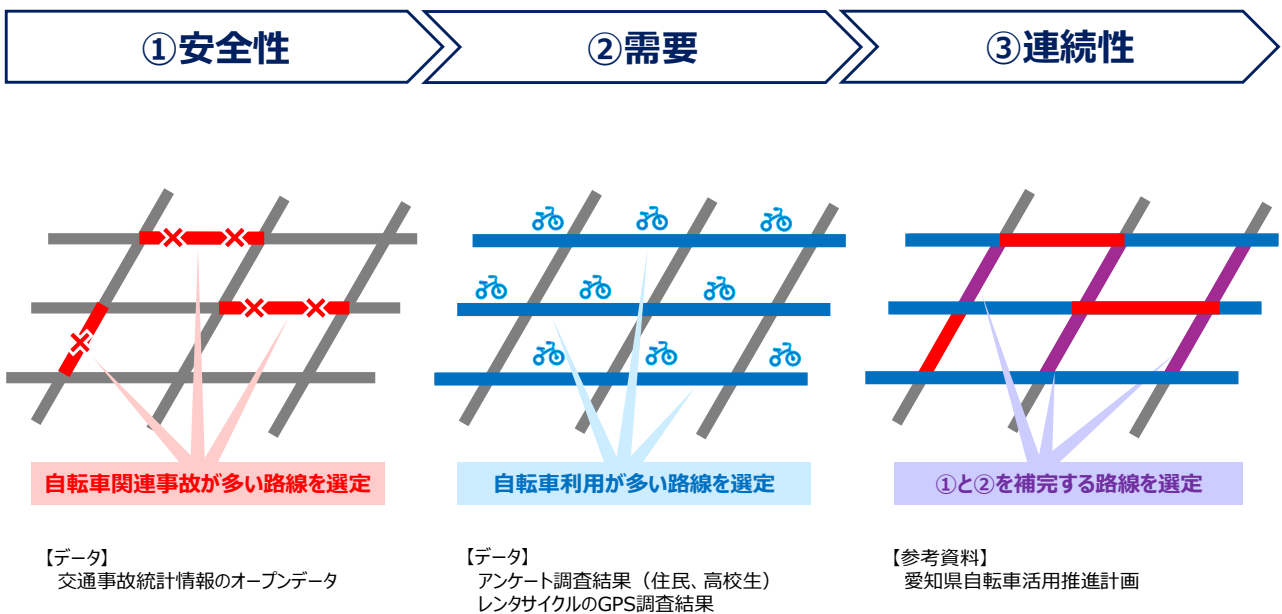


図 自転車ネットワーク路線の選定の考え方

- 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインを参考に、自動車交通量や規制速度から整備形態を選定します。

|            | A<br>自動車の速度※1が高い道路 | B<br>A、C 以外の道路 | C<br>自動車の速度※1が低く、<br>自動車交通量が少ない道路   |
|------------|--------------------|----------------|-------------------------------------|
| 自転車と自動車の分離 | 分                  | 離              | 混 在                                 |
| 整備形態※2     | 自転車道<br>(構造物による)   | 自転車専用通行帯       | 車道混在<br>(矢羽根型路面表示等で注意喚起)            |
| 目安※3       | 速度が50km/h 超        | A、C 以外の道路      | 速度が40km/h 以下、かつ<br>自動車交通量が4,000 台以下 |

※1 速度については原則として規制速度を用いるものとするが、当該道路の役割や沿道状況を踏まえた上で、必要に応じて実勢速度を用いるものとする。

※2 自転車通行空間は、自転車専用道路や自転車歩行者専用道路を活用することもできる。

※3 目安として参考にしたものであり、地域の課題やニーズ、交通状況を十分に踏まえた上で検討するものとする。  
必要と判断される場合には、完成形態が自転車専用通行帯である道路を自転車道、車道混在である道路を自転車道又は自転車専用通行帯により整備することができるものとする。

図 整備形態の選定の考え方

出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン/令和6年6月/P. I -9

| 整備形態     | 整備イメージ                                                                                                                                                                                 |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自転車道     | <p>A. 自転車と自動車を構造物により分離する場合</p>  <p>歩道 自転車道 (自動車の) 車道</p> <p>着色あり 着色なし</p>                            |
| 自転車専用通行帯 | <p>B. 車道内で自転車と自動車の通行帯を分離する場合</p>  <p>歩道 自転車専用通行帯 他の通行帯 車道</p> <p>幅の全部を着色 幅の一部を着色</p>                 |
| 車道混在     | <p>C. 車道混在とする場合</p>  <p>矢羽根型路面表示等を設置</p> <p>歩道 車道</p> <p>矢羽根型路面表示等で注意喚起</p> <p>歩道のある道路 歩道のない道路</p> |

図 整備形態のイメージ

出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン/令和6年6月/P. I -10

- 自転車ネットワーク路線(自転車専用通行帯:約 12.7km 車道混在:約 1.6km)の整備を進めます。

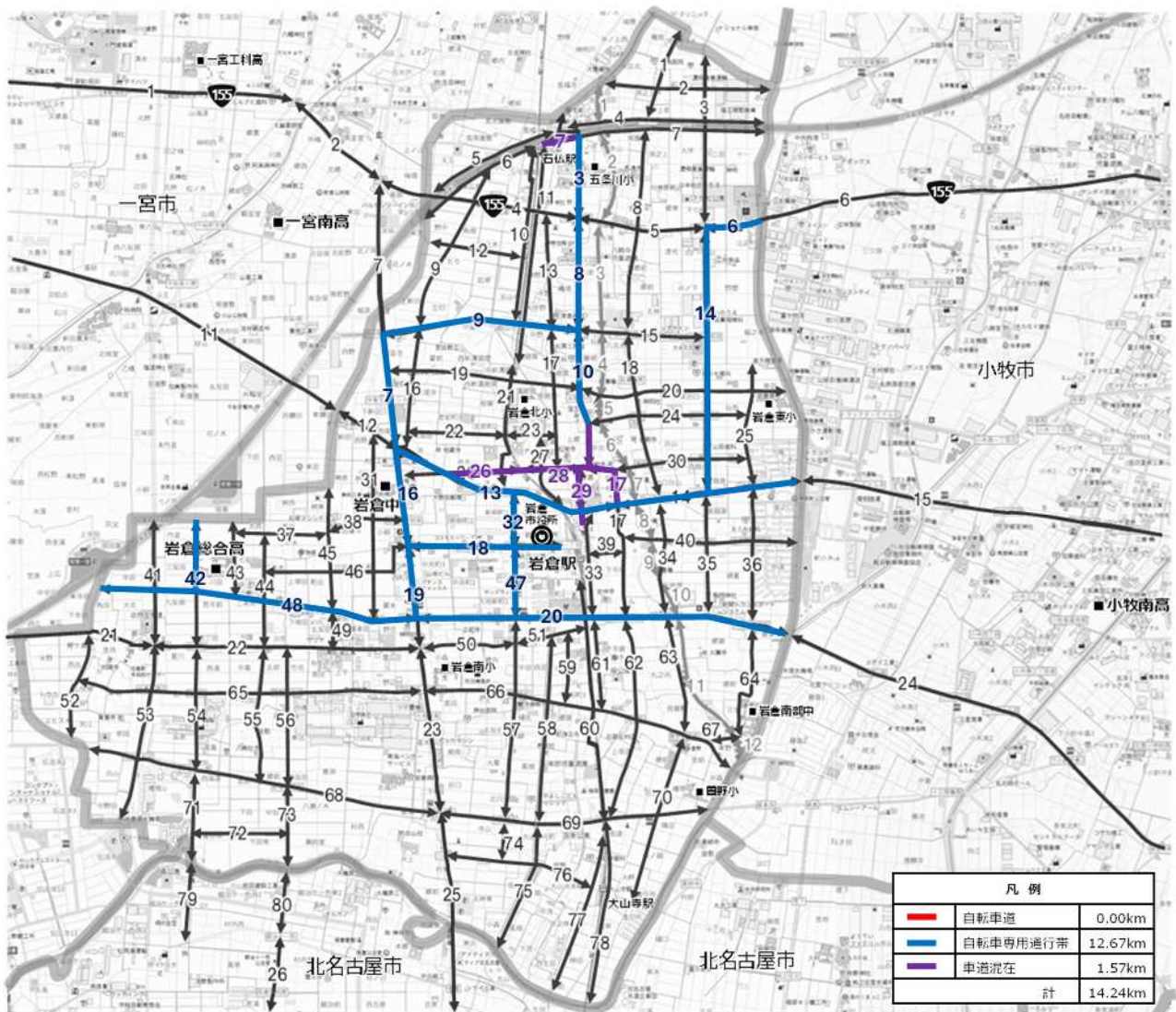


図 自転車ネットワーク路線の整備形態

※整備に向けた個別検討の過程にて完成形態の整備が困難となった箇所は、暫定形態もしくは代替路線の整備も検討する

## (2) 自転車駐輪環境の整備推進

### ② 自転車駐輪場の整備

- 自転車の駐輪環境を向上させるために、駐輪場の設置や改良を継続して実施します。



図 自転車駐輪場の整備

### ③ 放置自転車の整理・撤去

- 自転車の駐輪環境を向上させるために、放置自転車の整理と撤去を継続して実施します。



図 放置自転車の取締り

出典：岡崎市自転車活用推進計画

#### ④ ツーロック施錠の広報啓発

- 自転車の盗難被害防止に有効であるツーロック施錠の徹底を普及啓発するための取り組みを実施します。



図 自転車盗難防止キャンペーン

出典：名古屋市自転車活用推進計画

### (3) まちづくりと連携した自転車利用の促進

#### ⑤ ゼロカーボンに向けた取組みの広報啓発

- 本市は2050年(令和32年)までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいくことを2023年(令和5年)2月に表明しました。
- 自転車は二酸化炭素を排出しない環境にやさしい交通手段であり、自転車を利用することはゼロカーボンに資する行動です。ゼロカーボンシティの実現に向けた事業と連携した取組みを実施します。



図 いわくらしゼロカーボンチャレンジシート

## (4) 自転車を活用した健康づくりの促進

### ⑥ 自転車通勤の広報啓発

- 自転車を活用した健康づくりを促進するために、エコ通勤を普及啓発するための取組みを実施します。



図 エコ通勤の啓発リーフレット

出典：(公財)交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ

## ⑦ いわくら健康マイレージとの連携

- 本市はだれもがいつまでも、体も心も健康で、いきいきと幸せになれるまちをみんなでつくっていくことを目指して、2018年(平成30年)12月1日に「健幸都市いわくら」を宣言しました。
- 健康づくりに自転車を活用することを促進するために、「いわくら健康マイレージ」と連携した取組みを実施します。

### いわくら健康マイレージへの参加方法

令和6年度  
健康都市宣言のまち  
**いわくら健康マイレージ**

対象者 小学生以上の市民および市内在学・在勤者

#### ① いわくら健康マイレージ ポイントカード

いわくら健康マイレージ「ポイントカード」をもらって30ポイント貯まったら、保健センターに提出して、優待カード「まいか」をもらいましょう！  
※まいかは1年間で1枚発行。  
※有効期限は、ポイントカードの提出日から1年です。

#### 健康づくりに取り組んで 30ポイントを貯めた人 全員 に差し上げます

**まいか**  
(あいち健康づくり応援カード)

★「まいか」を愛知県内の協力店舗・施設で提示すると、サービスや特典が受けられます！  
※加盟店全体では、2,439店舗(令和6年8月現在)でご利用いただけるお得なカードです。

#### ② アプリ「あいち健康プラス」

アプリ「あいち健康プラス」を使って、30ポイント貯まったら、優待カード「まいか」を提示して画面表示することができます。

アプリは、Androidの場合はGoogle Playから、OSの場合はApp Storeからインストールできます。  
アプリの利用無料。(※通信費を除く)

Android

iPhone

アプリ「あいち健康プラス」をインストールして健康づくりに取り組もう

★アプリ「あいち健康プラス」では、歩数、体重、睡眠、各種健康(体調)の記録をすることが出来ます。  
体重・歩数・消費カロリーを「グラフ化」され、推移が一目でわかります！  
参加者の歩数ランキングが表示されますので、毎日コツコツ歩いて、ランキング上位を目指しましょう。

#### アプリ「あいち健康プラス」 or ポイントカードに記入

アプリを使って、参加することが出来ます。  
※アプリの利用無料(通信費を除く)

ダウンロードはこちらから  
Android iPhone

ポイントカードは、切り取ってお使いください。

#### さらに

|                                            |     |    |    |
|--------------------------------------------|-----|----|----|
| 氏名                                         | 性別  | 年齢 | 住所 |
| 性別                                         | 男・女 | 年齢 | 住所 |
| 住所                                         | 〒   |    |    |
| いわくら健康マイレージのポイントカードをもらうには、この表を提出する必要があります。 |     |    |    |
| ダウンロードはこちらから<br>Android  iPhone            |     |    |    |

令和6年度 いわくら健康マイレージ ポイントカード  
(有効期限：令和7年3月31日)  
★ポイントを貯めて「まいか」をもらおう！

★ポイントが貯まったら、各市保健センターに提出してください。おまいか(あいち健康づくり応援カード)と交換します。

〒0587-37-3511  
電話先 市保健センター (F 37-3511)

図 いわくら健康マイレージチャレンジシート

## (5) 観光時の移動手段の確保

### ⑧ レンタサイクルの利用促進

- 岩倉市観光情報ステーションでは、本市内の観光を目的とした方に自転車を貸出しています。
- 市内のより多くの観光地に訪訪してもらうために、引き続きレンタサイクルの貸出しを実施します。



#### 貸出時間

平日の午前8時30分から午後5時まで

※受付は午後3時まで

※日付を跨いでの貸出は行っていない。

#### 貸出場所

市役所1階 岩倉市観光情報ステーション

#### 貸出台数

3台

#### 料金

無料

図 レンタサイクルの貸出し

## (6) 自転車を利用した観光の推進

### ⑨サイクリングルートの広報

- 自転車を利用した観光を推進するために、市内の観光地を巡るサイクリングルートの周知を実施します。

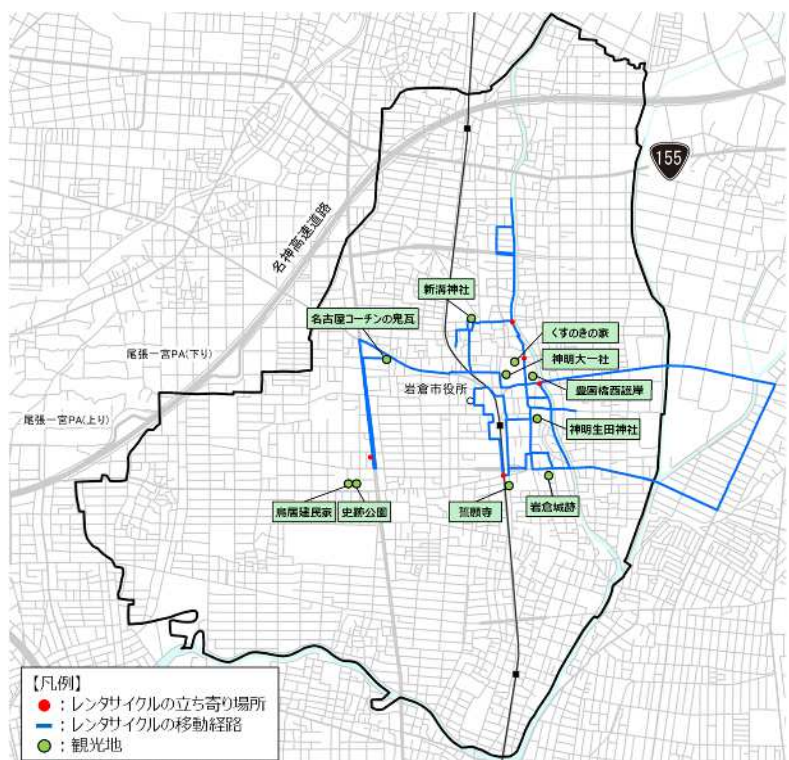


図 観光サイクリングマップ

出典:豊橋市ホームページ

### ～レンタサイクルの利用経路～

岩倉市役所で貸し出されているレンタサイクル(P.38)を利用した方は、岩倉駅周辺の観光地を自転車で周遊している可能性があります。



## (7) 自転車の安全通行の促進

## ⑩ 自転車の利用ルールの広報啓発

- 自転車を安全に利用するためのルールやマナーを普及啓発するための取組みを実施します。
- 自転車が安全に通行できるように、ドライバーに対する呼びかけなどを実施します。



図 自転車安全利用に関する広報

出典:広報いわくら/2023年11月号

## ■ 愛媛県での取り組み事例（思いやり 1.5m運動）



図 思いやり 1.5m運動

出典：第2次愛媛県自転車新文化推進計画

（思いやり 1.5m運動）

自動車のドライバーに対して自転車の側方を通過するときは1.5メートル以上の安全な間隔を保つか、又は徐行していただくよう呼び掛ける取り組み

## ■ 改正道路交通法（自転車等の安全を確保するための規定）

2024年(令和6年)5月24日に改正道路交通法が可決・成立しました。自転車等の安全を確保するための規定が創設され、2026年(令和8年)までに施行されます。

### ② 自転車等の安全を確保するための規定の創設



同一の方向に進行する自動車等対自転車事故のうち自転車の右側面が接触部位の事故割合は増加傾向（令和4年は53%にまで増加）

車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するため新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき、

|      |                      |
|------|----------------------|
| 自動車等 | 自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行 |
| 自転車等 | できる限り道路の左側端に寄って通行    |

図 道路交通法の一部を改正する法律案(概要)

出典：警察庁ホームページ

- 市内での自転車事故に占める出合頭事故の割合が高いことを踏まえて、一時停止の順守を促すための案内を実施します。

## 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。

自転車は、対面する車両用信号に従うのが原則です。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



**罰則** 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金等

図 自転車の安全利用を啓発するリーフレット

出典：内閣府ホームページ



図 一時停止を促す自転車ピクトグラム(名古屋市)

## ⑪ ライフステージに応じた自転車安全教室の開催

- 自転車を安全に利用するために、警察などと協力しながら自転車の利用ルールを学ぶ交通安全教室を継続して実施します。
- こどもや高齢者の自転車事故が多いことも踏まえ、ライフステージに応じた教育や広報を行います。



五条川小学校  
出典：五条川小学校ホームページ



岩倉南小学校  
出典：岩倉南小学校ホームページ



岩倉北小学校  
出典：岩倉北小学校ホームページ



岩倉東小学校  
出典：岩倉東小学校ホームページ



曾野小学校  
出典：曾野小学校ホームページ



岩倉中学校  
出典：岩倉中学校ホームページ



南部中学校  
出典：南部中学校ホームページ

図 交通安全教室の開催

## ⑫ヘルメット着用の広報啓発

- ヘルメットの着用を推進するために、学校などと協力しながらヘルメット着用の重要性を普及啓発するための取組みを実施します。

**令和6年4月1日～令和7年2月28日 購入分**

※令和7年2月28日までに申請

**自転車用ヘルメット  
購入費の一部を補助します**

上限  
¥2,000

かならず  
ヘルメットを  
つけよう！



**対 象 者**

次の①②のどちらも該当する人

①岩倉市に居住し、住民票がある人

②申請年度中に満7～18歳、満65歳以上となる人  
※満65歳以上の方は本人の申請に限る

**補 助 額**

**購入金額の2分の1（上限2,000円、100円未満切り捨て）**

●令和5年4月から道路交通法の改正に伴い、全国で全年齢の自転車利用者のヘルメット着用が、**努力義務**となることが定められました。

●交通事故に遭った際、ヘルメット着用時の頭部損傷による死亡の割合は非着用時と比較して**4分の1に低減**されると言われていますので、ヘルメットの着用に心掛けましょう。

詳細は裏面または市ホームページをご確認ください。



問合先

岩倉市役所協働安全課（6階） 防災安全 G TEL：0587-38-5831

開庁日・時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始・祝日除く）

図 ヘルメット購入費補助の案内チラシ(岩倉市)

15 尾 張

2024年(令和6年)10月8日(火曜日)

ヘルメットをかぶって登校する生徒にちらしを配る生徒会関係者＝愛西市の清林館高で



## 自転車乗る時 ヘルメットを

清林館高 自作ちらしで呼びかけ

自転車に乗る際のヘルメット着用を高校生に呼びかけるキャンペーンが1日、愛西市の清林館高校であり、生徒会役員らが通学する生徒に声をかけて自作のちらしを配った。

同校は、本年度の自転車ヘルメット着用促進モデル校に指定されている。この日は6月に続くキャンペーンで、ヘルメットをかぶった生徒会役員らが「ヘルメットを着用しよう」と訴え、着用して登校した生徒には「ありがとう」と声をかけた。

キャンペーンには県警や津島署の署員も参加した。県警によると、県内で自転車ヘルメットの着用率は13

・8%で、小中学生に比べて高校生は着用率が低い。生徒会長の福沢史琉さん(2年)は「着用している生徒もいるが、定期的に活動すること、着用する意識付けにつなげていきたい」と話した。

(吉田幸雄)

図 ヘルメット着用を促す取組み

出典:中日新聞 朝刊 尾張総合版/2024年10月8日

※この記事・写真等は、中日新聞社の許諾を得て転載しています



図 ヘルメット着用を促すポスター

出典:第2次愛媛県自転車新文化推進計画

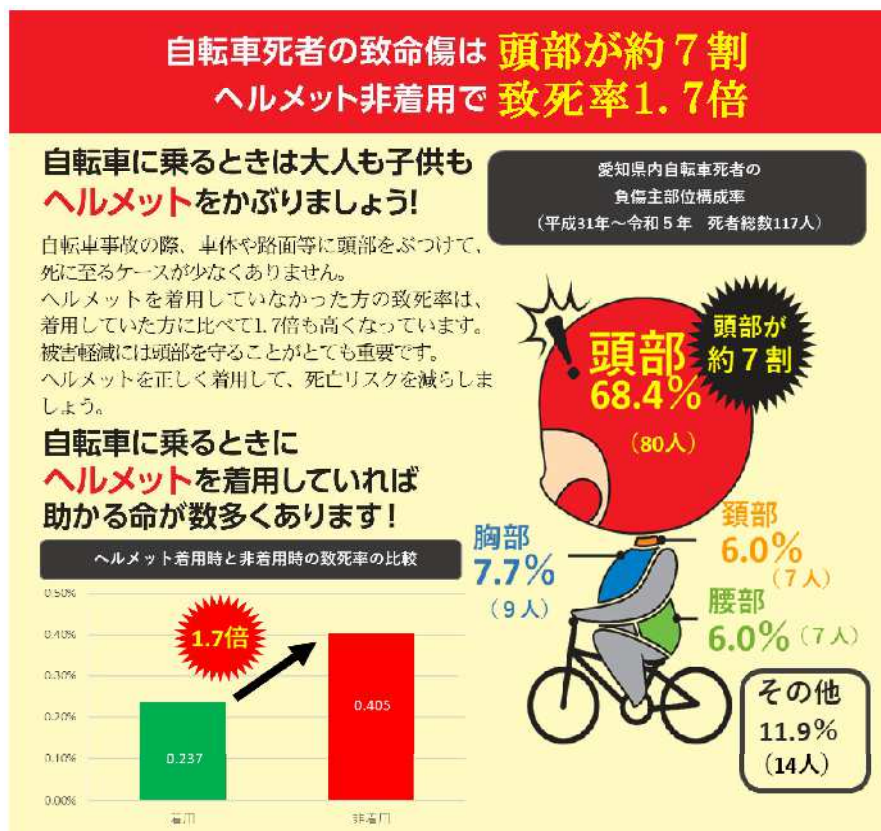


図 ヘルメット着用を促すポスター

出典:愛知県警察ホームページ

## (8) 災害時の自転車活用の推進

---

### ⑬ 災害時の自転車活用の検討

- 災害時は自家用車や公共交通機関の利用が制限されることが想定されるため、自転車は災害時の避難や物資の運搬等での活用が期待される重要な移動手段です。
- 災害時における自転車の活用について検討します。

## 5-2 実施スケジュール

- 2025年度(令和7年度)から2034年度(令和16年度)の10年間で各施策を実施します。

| 施策                    | 措置                     | 実施期間              |   |   |   |   |   |   |   |                    |  |
|-----------------------|------------------------|-------------------|---|---|---|---|---|---|---|--------------------|--|
|                       |                        | 2025年度<br>(令和7年度) | → | → | → | → | → | → | → | 2034年度<br>(令和16年度) |  |
| (1)自転車通行空間の整備推進       | ①自転車ネットワーク計画の策定と実行     | ▶                 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶                  |  |
| (2)自転車駐輪環境の整備推進       | ②自転車駐輪場の整備             | ▶                 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶                  |  |
|                       | ③放置自転車の整理・撤去           | ▶                 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶                  |  |
|                       | ④ツーロック施錠の広報啓発          |                   | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶                  |  |
| (3)まちづくりと連携した自転車利用の促進 | ⑤ゼロカーボンに向けた取組みの広報啓発    |                   | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶                  |  |
| (4)自転車を活用した健康づくりの促進   | ⑥自転車通勤の広報啓発            |                   | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶                  |  |
|                       | ⑦いわくら健康マイレージとの連携       |                   | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶                  |  |
| (5)観光時の移動手段の確保        | ⑧レンタサイクルの利用促進          | ▶                 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶                  |  |
| (6)自転車を利用した観光の推進      | ⑨サイクリングルート of 広報       |                   | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶                  |  |
| (7)自転車の安全通行の促進        | ⑩自転車の利用ルールの広報啓発        | ▶                 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶                  |  |
|                       | ⑪ライフステージに応じた自転車安全教室の開催 | ▶                 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶                  |  |
|                       | ⑫ヘルメット着用の広報啓発          | ▶                 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶                  |  |
| (8)災害時の自転車活用の推進       | ⑬災害時の自転車活用の検討          |                   | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶                  |  |

## 第6章 計画の推進体制およびフォローアップ方法

### 6-1 推進体制

- 「(仮)岩倉市自転車活用推進計画に関する会議」により、一定期間ごとに取組みの進捗状況や目標指数のモニタリング等により、効果・課題等を把握していきます。

### 6-2 フォローアップ方法

- 本計画を推進していくためには、各施策を着実に実施した上で、その結果を検証しながら継続的に改善を行う必要があります。
- そのために PDCA サイクルを実施し、進捗状況を確認し、継続的な計画の推進を図ります。

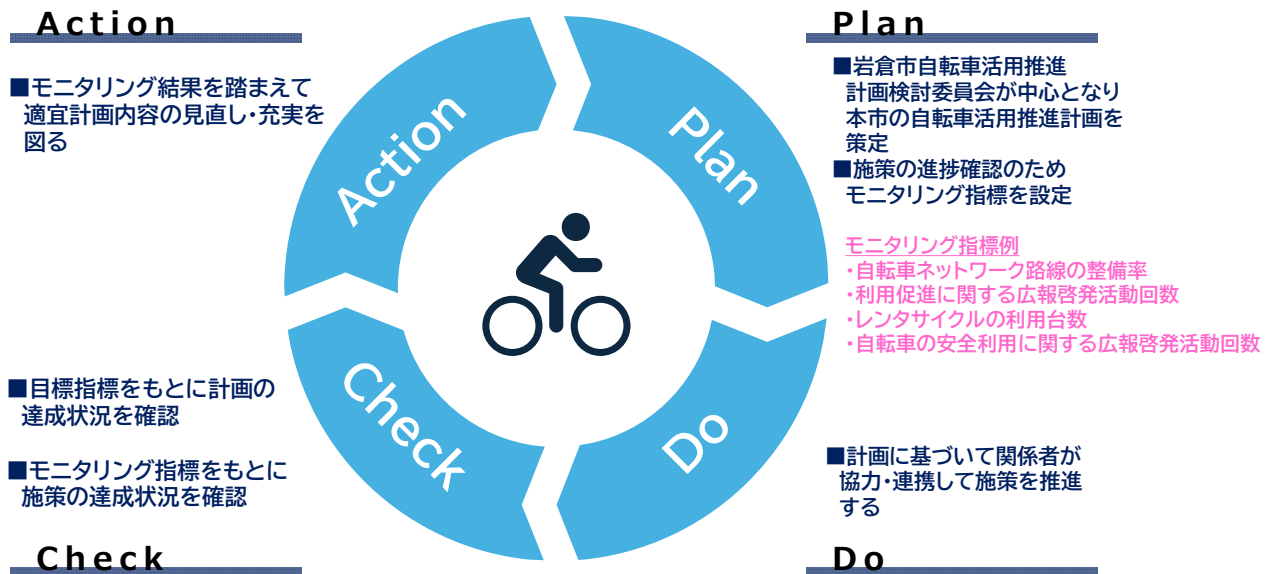


表 PDCA サイクル

## 6-3 目標指標の設定

- 本計画の進捗を確認するための目標指標は下表のとおりです。
- 継続的に目標指標をモニタリングし、必要に応じて本計画の見直しを行います。

表 目標指標

| 目標指標(出典)                                               | 現状値                                         | 目標値                     |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------|
| 自転車関連事故死傷者数40%削減<br>(愛知県警察提供資料)                        | 平均 約150件/年<br>(2020年(令和2年)～<br>2023年(令和5年)) | 約90件<br>(2034年(令和16年))  |
| 歩行者や自転車が安全に移動できる<br>交通安全対策に関する市民満足度をプラス<br>に転換(市民意向調査) | 満足度-0.17<br>(2023年(令和5年))                   | 満足度>0<br>(2033年(令和15年)) |